

# 官報号外

昭和六十二年三月二十七日

## ○第一百八回 参議院会議録第八号

昭和六十二年三月二十七日(金曜日)

午後四時七分開議

○議事日程 第九号

昭和六十二年三月二十七日

午後四時開議

第一 地方税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 在外公館の名称並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(衆議院提出)

第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 砂防法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第八 國際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第九 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一一 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一二 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一三 地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一五 関税税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一六 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一七 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)

一八 本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

二、中央選舉管理会委員の指名

三、國家公務員等の任命に関する件

四、日程第一より第一一まで

五、産業構造転換円滑化臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

六、森林法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

七、森林法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

八、森林法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

九、森林法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

二、外航船舶建造融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

三、特定船舶製造業経営安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

四、港湾法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

五、地域雇用開発等促進法案(内閣提出、衆議院送付)

六、港湾法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

七、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

八、外航船舶建造融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

九、特定船舶製造業経営安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

十、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

十一、外航船舶建造融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

十二、特定船舶製造業経営安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

十三、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

十四、外航船舶建造融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

十五、特定船舶製造業経営安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

十六、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

十七、外航船舶建造融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

十八、特定船舶製造業経営安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

十九、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(藤田正明君) この際、國家公務員等の任命に関する件についてお詫びいたします。

内閣から、検査官に中島隆君を、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、検査官の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第一 地方税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年三月二十六日

地方行政委員長 松浦 功

参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号 新議員の紹介 中央選舉管理会委員の指名 国家公務員等の任命に関する件 地方税法の一部を改正する法律案

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、住民負担の合理化等を図るため、不動産取得税等について非課税措置等を講ずるほか、固定資産税等の特例措置並びに道府県たばと消費税及び市町村たばと消費税の税率等の特例措置の適用期限を延長する等所要の改正を行おうとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十二年三月二十五日  
衆議院議長 原 健三郎  
参議院議長 藤田 正明殿

## 地方税法の一部を改正する法律案

一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「第四十二条の六第六項」の下に「第四十二条の七第六項」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「老人医療受給受給対象者に係る療養のうち」を「老人医療受給対象者に係る療養のうち」に改め、「同法の規定により定める金額に相当する部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給する」ととされる老人医療受給対象者に係る施設療養」を加える。

## 第七十三条の四第一項第二十六号中「第二十六

## 条第一項第五号又は第六号」を「第二十六条第一項第四号から第六号まで」に改める。

## 第三百二十二条の八第四項中「第四十二条の六第六項」の下に「第四十二条の七第六項」を加え

る。  
第三百四十八条第二項第三十号中「第二十六条第一項第五号又は第六号」を「第二十六号から第六号まで」に改める。

## 第三百四十九条の三第一項中「償却資産で」を

「償却資産のうち」に、「供するもの」を「供するも

ので政令で定めるもの」に改め、同条第七項中「航

空機に」を「航空機で航空法(昭和二十七年法律第

二百三十一号)第一百条又は第二百二十二条の免許を

受けた者が運航するものに」に改め、同条第八項

中「(昭和二十七年法律第二百三十一号)」を削り、

同条第三十二項を同条第三十一項とする。

第四百八十九条第一項第十七号中「及び水素」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び深冷分離法」を削り、同項第二十三号中「ボリアミド織維」の下に「アラミド織維で政令で定めるものを除く。」を加える。

第五百八十六条第二項第一号に次のように加え  
る。  
ヲ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)  
地域のうち政令で定める地区  
第五百八十六条第二項第二号ホ中「第三号」を  
「第二号」に改め、同項中第五号の五を第五号の六  
とし、第五号の二から第五号の四までを「一号」す  
る。

第七十二条の十四第一項ただし書中「老人医療受給受給対象者に係る療養のうち」を「老人医療受給対象者に係る療養のうち」に改め、「同法の規定により定める金額に相当する部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給する」ととされる老人医療受給対象者に係る施設療養」を加える。

## 定める者が経営する老人保健施設の用に供する土地に規定する老人保健施設の用に供する土地

## 第五百八十六条第二項第十号中「構造改善事業若しくは」を「構造改善事業又は」に改め、「又は中

## 小企業近代化促進法第五条第一項の規定による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新

ものとして政令で定める事業」を削り、同項第

一号中「第八号」を「第七号」に、「第十号」を「第八号」に改め、同項第十三号の二の次に次の一号を

「償却資産のうち」に、「供するもの」を「供するも

ので政令で定めるもの」に改め、同条第七項中「航

空機に」を「航空機で航空法(昭和二十七年法律第

二百三十一号)第一百条又は第二百二十二条の免許を

受けた者が運航するものに」に改め、同条第八項

中「(昭和二十七年法律第二百三十一号)」を削り、

同条第三十二項を同条第三十一項とする。

第四百八十九条第一項第十七号中「及び水素」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び深冷分離法」を削り、同項第二十三号中「ボリアミド織維」の下に「アラミド織維で政令で定めるものを除く。」を加える。

第五百八十六条第二項第一号に次のように加え  
る。  
ヲ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)  
地域のうち政令で定める地区  
第五百八十六条第二項第二号ホ中「第三号」を  
「第二号」に改め、同項中第五号の五を第五号の六  
とし、第五号の二から第五号の四までを「一号」す  
る。

第七十二条の十四第一項ただし書中「老人医療受給受給対象者に係る療養のうち」を「老人医療受給対象者に係る療養のうち」に改め、「同法の規定により定める金額に相当する部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給する」ととされる老人医療受給対象者に係る施設療養」を加える。

## るもの」の下に「又は同条第八項に規定する特定業務施設で政令で定めるもの」を加え、同項第二十

## 一号の二中「譲り受けた者で政令で定めるものが

## 公益的施設」を「当該事業を施行したこれらの公団から直接譲り受けた者が公益的施設その他の施設」に改め、同項中第二十二号を削り、第二十二

号の二を第二十二号とし、第二十二号の三を第二十二号の二とし、第二十七号の二を削り、第二十二

号の三を第二十七号の二とし、第二十七号の四

を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とし、第二十七号の六を第二十七号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七号の六 日本消防検定協会が直接消防法第

二十七条の三三十六第一項第一号に規定する業

中小企業者」という。」で政令で定めるものが、

同法第三条第一項の規定による承認を受けた

同項の適応措置に関する計画に従つて実施す

る同条第二項第四号の新分野進出事業等(こ

れに係るものとして政令で定める事業を含む。)の用に供する土地で政令で定めるもの又

は同法第二条第二項に規定する特定地域にお

いて製造の事業の用に供する設備で政令で定

める要件に該当するものを新設し、若しくは増設した者で当該特定地域内の承認中小企業

下に「老人保健法第六条第四項に規定する老人保

健康施設で政令で定めるもの」を加え、同項第二十

号中「第二項若しくは」を「第二項又は」に改め、

「又は中小企業近代化促進法第五条第一項の規定

による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施

される新分野進出事業」を削り、同項第二十三号

中「第八号」を「第七号」に、「第十号」を「第八号」に改める。

第七百三十三条の四第十七項中「三十七万円」を「三

十九万円」に改める。

附則第九条の二中「十五年」を「二十年」に、「八

年」を「十三年」に改める。

附則第十二条の三第一項中「昭和六十一年度分」を「昭和六十二年度分及び昭和六十三年度分」とし、「昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分」を「昭和六十二年度分」に改める。

附則第十五条第四項中「昭和五十七年一月一日から昭和六十一年一月一日まで」を「昭和六十一年一月二日から昭和六十三年一月一日まで」に、「貯蔵タンク又は倉庫に附属する機械設備にあっては、当該貯蔵タンク又は倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を「(倉庫に附属する機械設備にあっては当該倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三)」に改め、同条第六項中「第三号」を「第一号」に改め、同条第十二項中「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第四号」に、「昭和五十七年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第十三項中「地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道經營者が「鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道經營者が鉄道又は軌道の輸送力を増強することが特に必要な地域として政令で定める地域において」「地方鉄道又は」を「鉄道(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。又は)」に、「昭和五十九年一月二日から昭和六十一年一月一日まで」を「昭和六十一年一月二日から昭和六十三年一月一日まで」に改め、同条第十六項中「昭和五十五年四月一日から昭和

六十年三月三十一日までの間で自治省令で定める期間内」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第二十一項中「昭和六十一年一月一日」を「昭和六十三年一月一日」に改め、同条第二十三項中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改め、同条第二十四項中「当該機械その他の生産設備のうち公害の発生を抑止する目的で新たに開発された機械その他の生産設備で政令で定めるもの（以下本項において「特定生産設備」という。）にあつては、昭和六十一年六月三十日）及び「特定生産設備のうち昭和六十一年一月一日から昭和六十一年六月三十日までの間に新たに取得されたものにあつては、当該特定生産設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一」）を削る。

項から第七項まで」に改め、同表第七百一条の四  
十一第三項から第五項までの項中「附則第三十二  
条の三第二項から第五項まで」を「附則第三十二条

の三三三項から第七項まで」に改め、同表第七百一条の四十三第一項の項及び第七百一条の四十三第二項の項を次のように改める。

においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

第一項 第七百一条の四十三第

（事業に係る事業所税に関する部分に限  
る。以下次項までにおいて同じ。又は附則  
第三十二条の三第一項若しくは第二項）

第七百一一条の四十三第	第七百一一条の三十四
同条	

三第二項  
第七百一一条の三十四又は附則第三十二条の  
三第一項

附則第三十二条の三第六項の表第七百一条の四  
十三第三項の項及び第七百一条の五十一第一項の  
項中「附則第三十二条の三第一項から第五項まで」

7 指定都市等は、事業所用家屋で特定組合又は  
特定地域中小企業対策臨時措置法第三条第一項  
第一号に規定する者で政令で定めるもの（以下  
本項及び次条第4項において「国別中小企業等」  
と定めることとする）

改め、附則第三十二条の三第六項を同条第八項とし、同条第五項中「除く。」の下に「又は同法第二

出事業等（個別中小企業者にあつては、同項の  
を受けた同項の計画に従つて実施する新分野進  
と、）が同法第三条第一項の規定による承認

の用に供する施設で政令で定めるもの」を加え、「当該第一種電気通信事業」を「当該施設に係る事業」に、「昭和七十一年三月三十一日まで」を「第一

事業の合理化に関する事業を除く。)の用に供する施設で政令で定めるものに係るもの的新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しして

年三月三十一日まで、特別第二種電気通信事業に係るものにあつては昭和七十二年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に

は、当該新築又は増築が昭和六十五年三月三十日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課すことができない。この場合

附則第三十二条の三第四項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市等は、特定地域中小企業対策臨時措置法第三条第二項第四号に規定する特定組合（第七項において「特定組合」という。）が同条第一項の規定による承認を受けた同項の計画に従つて実施する同項の新たな事業の分野への進出に関する事業又は事業の合理化に関する事業（第七項において「新分野進出事業等」という。）の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、昭和六十五年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第七項に規定する施設に係る事業所等に  
おいて個別中小企業者が行う事業に対して課す  
る事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準  
となるべき事業所床面積の算定については、当  
該事業が法人の事業である場合には昭和六十五  
年三月三十一日までに終了する事業年度分、當  
該事業が個人の事業である場合には昭和六十四  
年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係  
る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係  
る事業所税に関する部分に限る。)又は前条第一  
項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項  
において同じ。)から当該施設に係る事業所床面  
積の二分の一に相当する面積を控除するものと  
する。この場合においては、第七百一条の四十  
一第八項の規定を適用する。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び

附則第三十一条の改正規定並びに附則第五条の規定は同年六月一日から、第七十二条の十四第

一項ただし書の改正規定は老人保健法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八十六号)第

四条中老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第三章第三節の次に一節を加える改正規定(同

法第四十六条の二第五項及び第六項に係る部分

を除く。)の施行の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の

地方税法(以下「新法」という。)の規定中不動産

取得税に関する部分は、昭和六十二年四月一日

(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に

対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産

取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 旧法附則第十二条の三第一項に規定する

電気を動力源とする自動車又は同項に規定する

メタノール自動車に対して課する昭和六十一年

度分の自動車税については、なお従前の例によ

(固定資産税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中固定資産税に関する部分は、昭和六十一年

十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の

取得に対する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、昭

和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十

日までの間に新築された同号の特例適用住宅に

係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税

については、旧法附則第十条の二第一項中「昭

和六十二年三月三十一日」とあるのは「昭和六十

三年三月三十一日」とする。

4 新法附則第十二条の四第十一項の規定は、施

行日以後に行われた同項に規定する承認に係る

事業提携計画に定めるところに従つて営業の譲

渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して

課すべき不動産取得税について適用し、施行日

前に行われた旧法附則第十二条の四第十一項に

規定する承認に係る事業提携計画に定めるところに従つて営業の譲渡を受けた者が取得する同

項の不動産に対して課すべき不動産取得税につ

いては、なお従前の例による。

5 昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの間に敷設された旧法附則第十五条第

三項に規定する構築物に対して課する固定資

産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十九年一月二日から昭和六十一年一月

一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第

三項に規定する構築物に対して課する固定資

度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に変電所又は送電施設

の用に新たに供された同項に規定する償却資産

に対して課する昭和六十一年度以後の年度分の

固定資産税について適用し、昭和六十一年一月

一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供

された旧法第三百四十九条の三第一項に規定す

る償却資産に対して課する固定資産税について

は、なお従前の例による。

3 昭和五十七年一月二日から昭和六十一年一月

一日までの間に新設され、又は増設された旧法

附則第十五条第四項に規定する倉庫等に対して

課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

4 昭和六十一年一月二日から同年十二月三十一

日までの間に新設され、又は増設された新法附

則第十五条第四項に規定する貯蔵タンクに対し

て課する固定資産税に係る同項の規定の適用に

あつては当該倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二、「(貯蔵タンクにあっては当該貯蔵タンクに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三)」とあるのは「地方鉄道」とする。

5 昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五

条第十六項に規定する機械その他の設備に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例

による。





昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一三四

## 別

3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
429,700	368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
591,100	521,400	462,600	416,100	380,000	356,700	308,200	285,000	261,700
557,900	493,200	437,700	394,500	360,000	338,500	291,600	270,000	248,500
431,400	366,700	323,600	280,400	258,800	237,300	215,700	194,100	172,600
415,200	359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
417,300	358,200	316,300	276,900	255,200	235,500	211,200	191,400	171,700
398,200	338,500	298,700	258,800	238,900	219,000	199,100	179,200	159,300
438,000	375,800	331,800	290,300	267,600	246,800	221,500	200,800	180,000
513,100	448,400	397,000	353,800	324,300	302,800	264,600	243,000	221,500
415,200	359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
512,300	451,900	400,500	360,300	329,300	309,200	267,200	247,100	227,000
492,400	430,800	381,400	340,400	311,900	291,400	254,300	233,700	213,200
435,900	377,400	333,900	294,900	270,800	251,300	222,800	203,300	183,800
513,100	448,400	397,000	353,800	324,300	302,800	264,600	243,000	221,500
454,600	389,900	344,300	301,100	277,500	256,000	229,800	208,200	186,700
433,900	372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
450,900	395,500	350,300	313,400	287,000	268,600	238,500	215,000	196,600
591,100	521,400	462,600	416,100	380,000	356,700	308,200	285,000	261,700
574,500	504,800	447,200	400,700	366,700	343,400	298,300	275,100	251,800
414,800	352,600	311,100	289,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
481,200	409,000	360,900	312,800	288,700	264,700	240,600	216,500	192,500
409,000	351,100	310,100	271,500	250,200	230,900	207,000	187,700	168,400
472,900	402,000	354,700	307,400	283,700	260,100	236,500	212,800	189,200
456,300	387,900	342,200	296,600	278,800	251,000	228,200	205,300	182,500
440,100	381,000	337,100	297,700	273,400	253,700	224,900	205,100	185,400
460,800	398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	193,700
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
575,300	501,300	443,600	394,200	361,700	337,000	295,700	271,000	246,300
479,500	411,100	362,900	317,300	292,500	269,700	242,300	219,400	196,600
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
433,900	372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
440,100	381,000	337,100	297,700	273,400	253,700	224,900	205,100	185,400
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
518,900	448,000	396,200	348,900	320,600	297,000	264,300	240,600	217,000
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
375,800	322,900	285,200	249,900	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一三五

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

## 一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	780,000	640,000	590,700	550,000	492,200
	インドネシア	830,000	650,000	594,800	553,000	492,000
	ヴィエトナム	920,000	850,000	789,800	736,700	667,000
	カンボディア	820,000	800,000	748,400	693,500	628,800
	シンガポール	810,000	660,000	604,000	560,800	496,100
	スリ・ランカ	710,000	620,000	567,500	528,500	473,100
	タイ	810,000	630,000	577,400	536,800	477,700
	大韓民国	790,000	610,000	557,500	517,700	457,900
	中華人民共和国	890,000	660,000	606,400	563,700	501,500
	ネパール	780,000	750,000	694,000	646,700	582,000
	パキスタン	710,000	620,000	567,500	528,500	473,100
	バングラデシュ	840,000	740,000	684,100	638,400	578,100
	ビルマ	820,000	720,000	665,000	619,800	558,200
	フィリピン	790,000	650,000	596,500	555,400	496,800
	ブータン	780,000	750,000	694,000	646,700	582,000
	ブルネイ	710,000	690,000	629,700	585,300	520,600
	マレーシア	800,000	660,000	600,700	558,400	496,800
	モルディブ	680,000	660,000	606,900	565,900	510,500
	モンゴル	880,000	850,000	789,800	736,700	667,000
	ラオス	910,000	840,000	771,100	719,300	649,800
北 米	アメリカ合衆国	910,000	660,000	601,500	560,000	477,000
	カナダ	730,000	590,000	540,100	501,500	443,700
中 南 米	アルゼンティン	860,000	740,000	673,700	625,600	553,400
	アンティグア・バーブーダ	640,000	620,000	565,800	526,000	468,200
	ヴェネズエラ	800,000	730,000	662,100	614,800	543,800
	ウルグアイ	730,000	700,000	638,800	593,200	524,700
	エクアドル	680,000	660,000	602,300	560,800	501,700
	エル・サルヴァドル	710,000	690,000	631,300	587,700	525,500
	ガイアナ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
	キューバ	870,000	850,000	781,000	727,600	653,500
	グアテマラ	750,000	730,000	664,500	617,700	549,200
	グレナダ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
	コスタ・リカ	680,000	660,000	600,700	558,400	496,800
	コロンビア	680,000	660,000	602,300	560,800	501,700
	ジャマイカ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
	スリナム	800,000	780,000	712,700	663,300	592,300
	セント・ヴィンセント	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
	セント・クリストファー・ネイ ヴィース	580,000	570,000	519,300	482,900	430,000
	セント・ルシア	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200

昭和六十一年三月二十七日

參議院會議録第八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一三六

414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
388,200	333,500	294,500	258,000	237,700	219,500	196,600	178,400	160,100
487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
575,300	501,300	443,600	394,200	361,700	337,000	295,700	271,000	246,300
496,500	434,300	384,500	343,000	314,400	293,600	256,300	235,600	214,800
409,000	351,100	310,100	271,500	250,200	230,900	207,000	187,700	168,400
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
375,800	322,900	285,200	249,900	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
481,500	416,200	368,100	324,600	298,200	276,400	245,600	223,800	202,000
448,400	388,000	343,300	303,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
520,600	461,500	409,700	370,300	337,700	318,000	273,000	253,200	233,500
477,400	412,700	365,100	321,900	295,700	274,200	243,500	221,900	200,400
402,700	349,200	309,000	273,400	250,900	233,100	206,200	188,800	170,500
506,100	430,200	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	227,700	202,400
506,100	430,200	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	227,700	202,400
542,100	473,000	418,700	372,700	341,700	318,700	279,100	256,100	233,100
501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
530,900	451,300	398,200	345,100	318,500	292,000	265,500	238,900	212,400
443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
498,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	248,800	222,100	197,400
456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
543,800	469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
498,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
568,300	483,100	426,200	369,400	341,000	312,600	284,200	255,700	227,300
580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
498,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
462,900	396,900	350,500	306,500	282,500	260,500	234,000	212,000	190,000
498,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
526,800	447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
510,600	440,900	390,000	343,500	315,700	292,400	260,100	236,900	213,600
522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000
487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
483,600	414,500	366,000	320,000	294,900	271,900	244,300	221,300	198,300
586,900	515,400	456,500	408,800	374,100	350,300	304,500	280,700	256,800
522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

チリ	700,000	640,000	580,700	539,200	477,000
ドミニカ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
ドミニカ共和国	600,000	590,000	536,700	499,000	444,300
トリニダード・トバゴ	760,000	740,000	676,100	628,500	558,800
ニカラグア	870,000	850,000	781,000	727,600	653,500
ハイティ	750,000	730,000	670,700	625,100	562,900
パナマ	680,000	620,000	565,800	526,000	468,200
バハマ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
パラグアイ	720,000	700,000	635,400	590,700	525,300
バルバドス	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
ブラジル	660,000	570,000	519,300	482,900	430,000
ペリーズ	740,000	720,000	660,300	614,700	549,300
ペルー	770,000	670,000	614,000	571,600	511,300
ボリビア	760,000	750,000	691,100	645,000	585,900
ホンデュラス	740,000	710,000	654,600	609,300	544,600
メキシコ	720,000	600,000	550,000	512,200	458,700
<hr/>					
欧 州	アイスランド	800,000	780,000	708,500	657,900
	アイルランド	800,000	780,000	708,500	657,900
	アルバニア	820,000	800,000	734,600	684,400
	イタリア	950,000	770,000	702,700	652,500
	ヴァチカン	800,000	770,000	702,700	652,500
	オーストリア	1,100,000	900,000	813,000	754,900
	オランダ	900,000	820,000	743,800	690,200
	ギリシャ	750,000	680,000	621,300	576,900
	サイprus	710,000	680,000	621,300	576,900
	スイス	1,020,000	930,000	842,100	782,000
	スウェーデン	830,000	760,000	691,000	641,700
	スペイン	770,000	700,000	638,800	593,200
	ソヴィエト連邦	1,090,000	820,000	747,500	695,600
	チェコスロvakia	810,000	740,000	676,100	628,500
	デンマーク	830,000	760,000	691,000	641,700
	ドイツ民主共和国	960,000	880,000	795,600	738,800
	ドイツ連邦共和国	1,100,000	900,000	813,000	754,900
	ノールウェー	780,000	760,000	691,000	641,700
	ハンガリー	770,000	700,000	641,300	596,100
	フィンランド	780,000	760,000	691,000	641,700
	フランス	1,050,000	810,000	737,500	684,800
	ブルガリア	790,000	770,000	701,000	652,500
	ベルギー	940,000	810,000	731,600	679,400
	ポーランド	810,000	740,000	676,100	628,500
	ポルトガル	710,000	680,000	621,300	576,900
	マルタ	800,000	770,000	702,700	652,500
	ユーゴースラヴィア	800,000	730,000	670,300	623,000
	ルーマニア	930,000	860,000	788,500	735,400
	ルクセンブルグ	830,000	810,000	731,600	679,400
					601,000

昭和六十二年三月十七日 参議院会議録第八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一三八

477,000	405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
537,100	473,000	419,100	376,400	344,200	322,900	279,600	258,200	236,900
557,900	490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
537,100	473,000	419,100	376,400	344,200	322,900	279,600	258,200	236,900
469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
557,900	490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
489,800	423,200	374,400	330,000	303,200	281,000	249,700	227,500	205,300
707,200	620,100	549,600	491,600	449,600	420,600	366,300	337,200	308,200
600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
624,300	549,600	487,500	437,700	399,900	375,000	324,800	299,900	275,000
533,400	456,900	403,400	352,300	324,800	299,300	269,200	243,700	218,200
607,700	533,000	472,100	422,300	386,600	361,700	314,900	290,000	265,100
654,100	568,200	502,700	445,500	408,900	380,300	335,100	306,500	277,900
628,400	550,600	487,600	435,700	389,000	373,100	325,300	299,300	273,400
600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
620,100	546,100	484,300	434,900	397,400	372,700	322,700	298,000	273,300
494,000	426,800	377,500	332,700	305,700	283,300	251,800	229,400	207,000
494,000	426,800	377,500	332,700	305,700	283,300	251,800	229,400	207,000
448,400	388,000	343,300	303,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
645,000	567,200	503,000	451,100	412,300	386,400	335,200	309,200	283,300
628,400	550,600	487,600	435,700	399,000	373,100	325,300	299,300	273,400
518,900	448,000	396,200	348,900	320,600	297,000	264,300	240,600	217,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
578,600	508,300	450,200	403,400	369,100	345,700	300,400	276,900	253,500
529,300	453,400	400,300	349,700	322,400	297,100	267,200	241,800	216,500
624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
649,100	568,200	503,100	449,200	411,400	384,500	335,600	308,600	281,700
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案

一三九

	連合王国	950,000	730,000	667,800	620,100	548,600
大洋州	ヴァヌアツ	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100
	オーストラリア	730,000	590,000	540,100	501,500	443,700
	キリバス	800,000	780,000	718,800	670,700	606,600
	ソロモン	830,000	810,000	747,900	697,700	630,500
	トゥヴァル	800,000	780,000	718,800	670,700	606,600
	トンガ	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100
	ナウル	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100
	西サモア	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100
	ニュー・ジーランド	750,000	680,000	621,300	576,900	510,400
	パプア・ニューギニア	880,000	810,000	747,900	697,700	630,500
	フィジー	760,000	730,000	671,900	625,400	558,900
中近東	アフガニスタン	1,060,000	1,030,000	952,400	887,600	800,500
	アラブ首長国連邦	970,000	890,000	815,900	760,000	682,200
	イエメン	930,000	910,000	836,300	779,800	705,200
	イスラエル	890,000	810,000	740,000	687,800	611,200
	イラク	1,010,000	890,000	817,600	762,400	687,800
	イラン	1,120,000	970,000	891,400	830,000	744,200
	オマーン	950,000	920,000	846,600	789,400	711,600
	カタル	910,000	890,000	815,900	760,000	682,200
	クウェイト	1,020,000	890,000	815,900	760,000	682,200
	サウディ・アラビア	1,070,000	900,000	830,400	774,400	700,300
	ジヨルダン	810,000	740,000	677,800	630,900	563,700
	シリア	760,000	740,000	677,800	630,900	563,700
	トルコ	730,000	670,000	614,000	571,600	511,300
	バハレーン	910,000	890,000	815,900	760,000	682,200
	南イエメン	960,000	940,000	865,300	806,800	729,000
	レバノン	950,000	920,000	846,600	789,400	711,600
アフリカ	アルジェリア	850,000	780,000	712,700	663,300	592,300
	アンゴラ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ウガンダ	870,000	840,000	776,900	724,600	654,300
	エジプト	980,000	810,000	734,200	682,400	606,500
	エティオピア	940,000	910,000	840,900	784,000	706,900
	ガーナ	1,000,000	970,000	894,300	833,700	752,800
	カーボ・ヴェルデ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ガボン	980,000	950,000	875,600	816,300	735,400
	カメルーン	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ガンビア	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ギニア	1,000,000	970,000	894,300	833,700	752,800
	ギニア・ビサオ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ケニア	800,000	700,000	635,400	590,700	525,300
	コモロ	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100
	コンゴー	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300

昭和二十二年三月二十七日

参議院会議録第八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一四〇

665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
649,100	570,700	506,100	453,800	414,800	388,600	337,200	311,100	284,900
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
543,800	469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
620,900	540,000	477,800	423,900	389,000	362,100	318,500	291,500	264,600
624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
628,400	553,100	490,500	440,300	402,300	377,200	326,900	301,800	276,700
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
442,100	379,300	334,900	293,000	270,000	249,100	223,600	202,600	181,700
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
686,500	602,500	534,100	478,100	437,200	409,200	355,900	327,900	299,900
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
582,800	511,900	453,400	406,100	371,600	348,000	302,500	278,800	255,200
517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
442,100	379,300	334,900	293,000	270,000	249,100	223,600	202,600	181,700
620,100	546,100	484,300	434,900	397,400	372,700	322,700	298,000	273,300
649,100	570,700	506,100	453,800	414,800	388,600	337,200	311,100	284,900
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600

## 別

4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 409,600	円 362,800	円 324,200	円 297,000	円 277,700	円 241,800	円 222,500	円 203,200
373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
427,200	378,300	337,600	309,400	289,100	252,200	231,800	211,500

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	ザイール	1,050,000	970,000	894,300	833,700
	サントメ・プリンシペ	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	ザンビア	780,000	760,000	699,700	652,100
	シエラ・レオーネ	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	ジブティ	940,000	910,000	840,900	784,000
	ジンバブエ	720,000	700,000	635,400	590,700
	スーダン	970,000	940,000	871,000	812,100
	スワジランド	810,000	780,000	718,400	668,600
	セイシェル	810,000	780,000	718,400	668,600
	赤道ギニア	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	セネガル	840,000	820,000	747,500	695,600
	象牙海岸共和国	1,000,000	920,000	844,900	786,900
	ソマリア	940,000	910,000	840,900	784,000
	タンザニア	990,000	910,000	842,100	785,200
	チャード	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	中央アフリカ	1,000,000	970,000	894,300	833,700
	チュニジア	690,000	670,000	612,200	569,100
	トーゴー	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	ナイジェリア	1,090,000	1,000,000	923,400	860,700
	ニジェール	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	ブルキナ・ファソ	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	ブルンディ	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	ベナン	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	ボツワナ	810,000	780,000	718,400	668,600
	マダガスカル	870,000	850,000	782,800	730,100
	マラウイ	780,000	760,000	699,700	652,100
	マリ	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	南アフリカ共和国	770,000	700,000	638,800	593,200
	モーリシャス	810,000	780,000	718,400	668,600
	モーリタニア	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	モザンビーク	780,000	760,000	699,700	652,100
	モロッコ	690,000	670,000	612,200	569,100
	リビア	920,000	900,000	830,400	774,400
	リベリア	970,000	940,000	871,000	812,100
	ルワンダ	1,010,000	980,000	904,700	843,300
	レソト	810,000	780,000	718,400	668,600

## 二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	640,000	587,400	529,600	467,500
	ポンペイ	610,000	550,000	492,200	431,800
	マドラス	610,000	550,000	492,200	431,800
	ウジュン・パンダン	670,000	614,400	553,400	488,200

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一四二

368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
358,200	316,300	276,900	255,200	235,500	211,200	191,400	171,700
338,500	298,700	258,800	238,900	219,000	199,100	179,200	159,300
398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	193,700
398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	193,700
462,500	409,800	368,300	336,800	316,000	273,400	252,700	231,900
359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
377,400	333,900	294,900	270,800	251,300	222,800	203,300	183,800
372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
299,700	264,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
299,700	264,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
345,700	306,000	270,700	248,500	230,800	204,100	186,500	168,800
299,700	264,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
381,400	337,900	302,600	277,100	259,400	225,200	207,600	189,900
299,700	264,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
322,900	285,200	249,900	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
388,000	343,300	308,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500

昭和六十二年三月一十七日 参議院会議録第八号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一四二三

	ジャカルタ	610,000	553,000	492,000	429,700
	スラバヤ	610,000	553,000	492,000	429,700
	メダン	610,000	553,000	492,000	429,700
	バンコック	590,000	536,800	477,700	417,300
	釜山	590,000	517,700	457,900	398,200
	広州	650,000	587,700	525,500	460,800
	上海	670,000	587,700	525,500	460,800
	瀋陽	720,000	654,500	592,300	524,700
	カラチ	600,000	528,500	473,100	415,200
	マニラ	610,000	555,400	496,900	435,900
	ペナン	620,000	558,400	496,800	433,900
	香港	640,000	539,200	477,000	414,800
北 米	アガナ	690,000	620,100	548,600	477,000
	アトランタ	620,000	539,200	477,000	414,800
	アンカレッジ	690,000	620,100	548,600	477,000
	カンザス・シティ	600,000	539,200	477,000	414,800
	サン・フランシスコ	620,000	539,200	477,000	414,800
	シアトル	620,000	539,200	477,000	414,800
	シカゴ	620,000	539,200	477,000	414,800
	ニュー・オルリンズ	620,000	539,200	477,000	414,800
	ニュー・ヨーク	770,000	593,200	524,700	456,300
	ヒューストン	620,000	539,200	477,000	414,800
	ポートランド	600,000	539,200	477,000	414,800
	ボストン	680,000	593,200	524,700	456,300
	ホノルル	680,000	593,200	524,700	456,300
	ロス・アンジェルス	620,000	539,200	477,000	414,800
	ヴァンクーバー	570,000	501,500	443,700	385,800
	ウィニペッグ	550,000	501,500	443,700	385,800
	エドモントン	550,000	501,500	443,700	385,800
	トロント	570,000	501,500	443,700	385,800
	モントリオール	550,000	501,500	443,700	385,800
中 南 米	クリチバ	510,000	458,400	405,500	352,600
	サン・パウロ	520,000	458,400	405,500	352,600
	ペレーン	560,000	506,900	454,000	398,600
	ボルト・アレグレ	510,000	458,400	405,500	352,600
	マナオス	600,000	544,300	491,400	434,300
	リオ・デ・ジャネイロ	520,000	458,400	405,500	352,600
	レシフェ	530,000	482,900	430,000	375,800
	リマ	630,000	571,600	511,300	448,400
欧 州	ミラノ	720,000	652,500	577,200	501,900
	ジュネーヴ	870,000	782,000	691,700	601,500
	バルセロナ	660,000	593,200	524,700	456,300
	ラス・パルマス	660,000	593,200	524,700	456,300

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一四四

560,200	496,800	445,700	407,900	381,800	331,000	305,500	280,000
515,400	456,100	405,000	371,600	346,100	304,000	278,500	253,000
469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
613,000	543,400	486,200	444,600	416,000	362,100	333,500	304,900
529,500	468,900	419,500	384,100	359,400	312,800	288,100	263,400
359,600	317,300	275,000	253,900	232,700	211,600	190,400	169,200
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500

## 別

4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
円 379,300	円 334,900	円 293,000	円 270,000	円 249,100	円 223,600	円 202,600	円 181,700
416,200	368,100	324,600	298,200	276,400	245,600	223,800	202,000

## 別

3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
円 456,300	円 387,900	円 342,200	円 296,600	円 273,800	円 251,000	円 228,200	円 205,300	円 182,500
601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
526,800	447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	ナホトカ ハバロフスク レニン格ラード デュッセルドルフ ハンブルグ フランクフルト ベルリン ボン ミュンヘン パリ マルセイユ ロンドン	900,000 820,000 770,000 870,000 840,000 840,000 870,000 840,000 840,000 760,000 760,000 690,000	796,000 749,200 695,600 754,900 754,900 754,900 684,800 754,900 754,900 684,800 684,800 620,100	719,400 672,600 621,000 667,800 667,800 667,800 605,800 667,800 667,800 605,800 605,800 548,600	636,700 591,900 543,800 580,700 580,700 580,700 526,800 580,700 580,700 526,800 526,800 477,000
大洋州	シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド ポート・モレスビー	570,000 550,000 550,000 570,000 640,000 770,000	501,500 501,500 501,500 501,500 576,900 697,700	443,700 443,700 443,700 443,700 510,400 630,500	385,800 385,800 385,800 385,800 443,800 557,900
中近東	ホラムシャハル ジェッダ イスタンブル	960,000 830,000 610,000	876,800 757,000 550,000	791,000 682,900 486,600	698,900 603,500 423,100
アフリカ	プレトリア	680,000	593,200	524,700	456,300

## 三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
アジア	コタ・キナバル	610,000	569,100	506,200	442,100
中南米	エンカルナシオン	660,000	614,700	549,300	481,500

## 四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	910,000	700,000	638,800	593,200	524,700
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) プラッセル (欧州共同体)	1,200,000 960,000 1,050,000 940,000	930,000 930,000 810,000 810,000	842,100 842,100 737,500 731,600	782,000 782,000 684,800 679,400	691,700 691,700 605,800 601,000

附 則  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

〔宮澤弘君登壇 拍手〕

○宮澤弘君 ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。この法律案は、最近の為替相場の変動等にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、配偶者手当の支給額の見直し及び子女教育手当の加算対象職員の範囲の拡大を行うことを主な内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。  
昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。  
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長太田淳夫君。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
外四件

昭和六十二年三月二十六日 法務委員長 太田 淳夫

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和六十二年度一般会計予算に一億千七百八十四万円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年三月二十五日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健二郎

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条の表中「一、三五二人」を「一、三六〇人」に改める。  
第二条中「二万三千三百四十四人」を「二万三千三百五十一人」に改める。

附 則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

○太田淳夫君登壇 拍手)  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
告いたします。  
本法律案は、下級裁判所における事件の適正、迅速な処理を図るため、判事の員数を八人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を

七人増加しようとするものであります。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正、告いたします。

以上五案を一括して議題といたします。  
ます、委員長の報告を求めます。建設委員長鈴木和美君。

審査報告書

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年三月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿

建設委員長 鈴木 和美

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、個人住宅貸付けについて、耐久性を有する木造住宅等及び二世帯が同居する住宅等の償還期間を延長するとともに、内需の拡大のための緊急かつ時限的措置として、自ら居住するため住宅を必要とする者に対する特別の割増貸付制度を延長する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に係る所要資金は、昭和六十二年度約三千七百億円が見込まれている。

附 帶 決 議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国際居住年にあたり、立ち遅れている我が国の居住水準の向上について、より一層積極的に取り組むこと。

二、住宅金融公庫融資については、貸付限度額等貸付条件の充実に引き続き努めるとともに、公庫に対する利子補給等の財政援助に特段の配慮を払うこと。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

三、地域の特性を生かした良質な木造住宅の振興のため、公庫融資の充実とあいまって、関連業界の指導、地方公共団体の施策との連携の強化等を図ること。

四、国民の住宅取得を容易にするとともに内需の拡大を図るため、住宅減税の拡充に努めること。

五、住宅建設の促進を図るため、計画的な宅地供給の推進に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三條により送付する。

參議院議長 藤田 正明殿  
衆議院議長 原 健三郎

**住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案**

促進法の一部を改正する法律

**第一条** 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

年六・〇パーセント以内で政令で定め  
る率を

当初期間につき、年六・〇パーセント  
以内で政令で定める率

改め、同表六の項償還期間の欄中「十年以内(据置期間を含む。)」を「二十年以内(据置期間を含む。)」に改め、同条第六項を同条第七項として、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二項中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改め、「該当するもの」の下に「又は同条第五項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住する住宅の改良を行うもの」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で同条第一項第一号に掲げる者に対するもののうち、貸付けを受ける者及びその者と生計を別にするその親族で主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で主務省令で定める基準に該当するものの建設及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金についての償還期間に係る前項の規定の適用については、同項の表一の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「五十年以内」と、「三十年以内」とあるのは「四十年以内」とする。

第二十二条の二第三項中「第二十一条第六項」を「第二十二条第七項」に改める。

附則第八項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「第二十一条第六項」を「第二十二条第七項」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項償還期間の欄中「二十五年以内」の下に「(主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅に係る貸付金について、三十年以内)」を加え、同条第十項中「第二十一条第六項」を「第二十二条第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中

二十一條第三項」を「第二十一条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同項を同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で同条第一項第一号に掲げる者に対するもののうち貸付けを受ける者及びその者と生計をするその親族で主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で主務省令で定める基準に該当するものの建設及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金についての償還期間に係る前項の規定の適用については、同項の表一の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「五十年以内」と、「三十年以内」とあるのは「四十年以内」とする。

附則第四項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第六項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

（施行期日）  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 改正後の住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の規定は、住宅金融公庫が昭和六十二年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお從前の例による。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）  
産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)  
4 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。  
第六条中「第五項」を「第六項」に改める。

審査報告書

水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年三月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 建設委員長 鈴木 和美

一、委員会の決定の理由

本法律案は、財政状況を踏まえつつ、水源地域整備計画に基づく事業の円滑な実施及び離島振興計画に基づく事業の一層の推進を期するため、国の負担割合等の特例等を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う昭和六十二年度の一般会計及び特別会計の歳出節減額は、約十一億円と見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。  
一、今後予想される社会経済情勢の変化に的確に対応するため、各種長期計画の着実な進ちょく

昭和六十二年三月二十七日 參議院會議錄第八号

に必要な予算の確保を図ること等により、社会資本の整備・充実に努め、国土の保全と均衡ある発展の一層の促進を図ること。

打開のため、公共事業費の確保を図ること等により、内需拡大、地域経済の振興と住民福祉向上に特段の措置を講ずること。

二、国庫補助負担率の削減は、再三の確認にもかかわらず毎年度拡大されており、政府に対する

地方の不信を醸成するおそれがあることにからみ、国庫負担金及び補助金については、国・地方公共団体の行政責任を明確にし、一般財源化する場合は、適切にして十分な財源の措置を講ずること。

四、国庫補助負担率削減による地方公共団体の財政支出増については、地方財政の現状を勘案

て、臨時財政特例債の調整債の元利償還について、今回の責任において措置すること。且、今回の本法案の審議・取扱いについては、暫

定予算執行のための特別の措置であることにかんがみ、暫定予算執行に当たつては地方公共団体の予算執行と財政運営に支障を与えることの

ないよう、特段の配慮を払うこと。  
右決議する。

## 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和六十二年三月二十五日

水資源院議長 藤田 正明 氏

## の法律案 水源地域対策特別措置法の一部を改正する 等の法律

(水源地域対策特別措置法の一部改正)  
**第一条 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年**

法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「もの及び」を「もの、「に改め、  
「係る事業として実施されるもの」の下に「及び  
河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四条  
第一項に規定する一級河川の改良工事のうち堤  
防の欠壊等の危険な状況に対処するため実施  
する緊急河川事業に係るもの」を加える。  
附則第四項中「もの及び」を「もの、「に改め、  
「係る事業として実施されるもの」の下に「及び  
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良  
工事のうち堤防の欠壊等の危険な状況に対処す  
るために実施する緊急河川事業に係るもの」を  
加える。

附則第六項第五号中「及び第四項」を「から第  
五項まで」に改め、同項第六号中「及び第五十  
一条」を「から第五十一号まで」に改め、同項第七  
号中「附則第二項の下に「及び第三項」を加え、  
同項第九号中「及び第六条」を「から第七条まで」  
に改め、同項第十二号中「(昭和三十九年法律第  
百六十七号)」を削り、「及び第三項」を「から第  
四項まで」に改め、同項第十三号中「及び第三  
項」を「から第四項まで」に改める。

附則第七項中「であつて、都道府県知事又は  
地方公共団体が実施するもの」を削り、「第六号、第  
八号、第九号、第十号、第十三号及び第十  
四号」を「第十四号及び第十五号」に、「第七号、第  
九号、第十号及び第十一号に掲げる規定中」  
「第六号に掲げる規定中「十分ノ五・五」とあり、  
及び「十分ノ五・二五」とあるのは「十分ノ六」と、  
「十分ノ四・五」とあるのは「十分ノ四」と、  
第七号に掲げる規定中「十分の五・五」とある  
のは「十分の六」と、「十分の四・五」とあるのは  
「十分の四」と、「に改め、「三分の一」との下に  
「第八号及び第十一号に掲げる規定中「十分  
六」とあるのは「三分の一」と、第九号及び第十二  
号に掲げる規定中「十分の五・五」とあり、及び  
「十分の五・二五」とあるのは「十分の六」と、「十  
分の四・五」とあるのは「十分の四」と、第十号

## 一部を改正する法律案外四件

に掲げる規定中「十分の六」とあるのは二二Cと、「十分の五・五」とあるのは「十分の六」と、第十三号に掲げる規定中「十分の六」及び「十分の五・七五」とあるのは「三分

「一」、「十分の四（）」あるのは「三分の一（）」を加え、同項第五号中「附則第四項」の下に「第五項」を加え、同項第六号中「第五十条

下に「及び第五十二条」を加え、同項第十四回同項第十五号とし、同項第十三号を同項第

「及び第四項」を加え、同号を同項第十三号し、同項第十一号中「附則第三項」の下に「ア  
第四項」を加え、同号を同項第十二号とし、

項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「附則第六条」を「及び第七条」を加え、同号を同項第九号

し、同項第七号を同項第八号とし、同項第十二号の次に次の二号を加える。

**附則第八項中「附則第四項の」を「昭和六  
年度又は昭和六十三年度において第二条第  
一又は第三項の規定により指定される」に改**

同項を附則第九項とする。  
附則第七項の次に次の一項を加える。

第二項又は第三項の規定により指定されて定ダム等に係るものについての次に掲げた規律の適用について、第一号で掲げた

規定中「十分ノ五・二五」とあるのは「十五・五」と、 「十分ノ四・五」とあるのは「十四・四」と、 第二号で掲げる規定中「十分ノ六

「五」とあるのは「十分の六」と「十分の四」とあるのは「十分の四」と、「十分の六」とあるのは「三分の二」と、第三号に掲げる現状

「十分の五・五」とあるのは「十分の六」、「十分の四・五」とあるのは「十分の四」。

「十分の五・一五」とあるのは「十分の五・五」と、第四号に掲げる規定中「十分の四・五



昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号

## 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案外四件

一五〇

<sup>4</sup> 第六十条の規定の昭和六十一年度及び昭和六十三年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四・五（再度災害を防止するために施行する改良工

事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・一五(再度災害を防止するため)施行する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係る

(道路法の一部改正)  
する費用にあつては、その十分の六〇%とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算額に係る国等の負担で昭和六十四年度以降の年年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国等の負担及び昭和六十一年度以前の年

審査報告書

もの以外のものに要する費用にあつては、その十分の五・五」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

(河川法施行法の一部改正)  
**第四条 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。**  
附則第三項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削り、附則に次の二項を加える。

び昭和六十三年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の一」とあるのは「十分の四・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。  
(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

**附則第八項第二号中「及び第五十一条」を「から第  
五十一条まで」に改め、同項第三号中「附則第  
二項」の下に「及び第三項」を加え、同項第四号  
中「及び第六条」を「から第七条まで」に改め、同  
項第六号及び第七号中「及び第三項」を「から第  
三項まで」に改め、同項第八号中「及び第三項」  
を「から第**

本法律案は、特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続ぎ実施するため、同法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

第五条の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同条中「新法第六十条」とあるのは「新法附則第四項の規定により読み替えられた新法第六十条」と、「三分の一」とあるのは「十分の四・五(再度灾害を防止するため)」に施行する改良工事で

**第六条** 国は、この法律の規定による改正後の法律の規定により昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

四項まで」に改める。  
(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)  
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

一、費用  
本法施行に要する経費としては、平年度約一千二百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆千億円が見込まれている。

附 則  
(施行期日)

**附則第七条第一項第二号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。**  
**(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)**

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和六十二年三月二十五日  
衆議院議長 原 健三郎

する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その三分の一」と、「三分の一」とあるのは「十分の五・一五(再度災害

(経過措置)  
この法律による改正後の法律の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る國の負担及び當該國の負担に係る都道府県又は市

5 一、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法  
(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のよう  
に改正する。  
附則に次の一項を加える。

参議院議長 藤田 正明殿

町村の負担（以下この項において「国等の負担」という。）であつて昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降

4 道路管理者が指定区間内の一一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第一号イに掲げる事業について

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のよう  
に改正する。

附則第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を

附  
則

この法律は、公布の日から施行する。

審查報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長 藤田正明殿  
要領書

計數學、國際化

本法律施行に、国庫等の債務の事務のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかかるが、その有効期限を昭和七十二年三月三十日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院議長 原健三郎

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律  
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第七十一号)の一部を次のよう改正する。  
附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を  
昭和七十二年三月三十一日に改める。

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号

**住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案外四件**

この法律は、公布の日から施行する。

法律案の討論に入り、日本社会党・護憲共同を代表して井上理事から賛成、日本共産党を代表して上田委員長から反対の意見が述べられ、順次採決の結果、砂防法は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、大森理事から、自由民主党政・民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づく臨時対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期間を5年間延長しようとするものであります。

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案では、同法の実施の状況にかんがみ、同法の有効期間を10年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、両法律案は、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

---

○議長(藤田正明君) ただいま委員長報告がありました議案のうち、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案に対し、討論の通告がございました。発言を許します。一井淳治君。

〔一井淳治君登壇、拍手〕

○一井淳治君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、たゞいま議題となっております水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案の二法案の一部を改正する法律案外四件

きまして、反対の討論を行ふものであります。  
両法案は、六十二年度、六十三年度の二年にわ  
たって、公共事業関係の補助金等の国の負担割合  
の引き下げを行おうとするものであり、国と地方  
の間の財政関係に重大な影響を与える重要な法案と  
して、本来十分な日程をもつて審議されるべきで  
あるにもかかわらず、日切れ法案扱いとして短期  
間に間に処理しなければならなくなつたことは極  
めて遺憾であります。これは元々税を国民各層の  
挙げての反対を押し切つて成立させようとした  
ためにもあり、その要因をつくった中曾根内閣の責  
任は重大であると言わざるを得ません。  
しかし、深刻化する円高不況の中で、公共事業の  
拡大とその早期執行を求める地方の切実な要望に  
こたえるために、あえて日切れ法案扱いとするこ  
とを認め、短期間に処理することに応じたこと  
を明確にして、以下、反対の理由を申し述べます。  
反対の第一の理由は、昨年の補助金等一括法案  
の国会審議の経過を無視し、六十三年度までの暫  
定期間中は原則として補助・負担率を変更しない  
との約束をほこにして、国の補助・負担率の引き  
下げを行なったこと、これが原因で、この問題は  
五十七年度から始まつた国の補助金削減策は  
年々強化されてきておりますが、昨年は、六十年  
度限りという負担割合の引き下げを拡大し、さら  
に六十三年度までの三年間に延長するという補助  
金等一括法案が提出されました。その審議に際し  
て、六十一年度から六十三年度までの暫定期間中  
は、国と地方の財政負担の割合は原則として変え  
ないことが確認されているにもかかわらず、今  
回、六十二年、六十三年の兩年度にわたる負担割  
合の引き下げを提案しているのであります。これ  
は国会審議を無視した公約違反であります。かか  
る政府の態度は、売上税問題と同様に、国民の政  
治不信を助長させるものと言わざるを得ません。  
反対の第二の理由は、国の財政負担を理由もな  
く一方的に地方に転嫁させていることであります。

昭和六十二年三月二十七日 參議院会議録第八号

## **住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法改正に関する法律案外三件 議事日程追加の件**

國と地方の財政負担のあり方は、國と地方との機能分担に対応して合理的に決定るべきものであり、國の負担率の見直しも、國と地方との機能分担の見直しとあわせて、地方自治を尊重し、地方の自主性と自律性を高める方向で検討されるべき問題であります。しかるに、現在実施されている一連の補助金削減策は、國の財政事情悪化を理由にそのしわ寄せを一方的に他方へ押しつけようとするものであり、國は地方公共団体に負担を転嫁してはならないとする地方財政法に反するばかりでなく、地方制度調査会や地方財政審議会の答申にも背くものと言わざるを得ません。

申し上げるまでもなく、地方財政もまた今日、巨額の借入金を抱え、國と同様に厳しい対応を余儀なくされています。五十九年以来、數度にわたり、國の財政負担を地方に不当に転嫁せしめられ、財政面から住民の福祉の充実や生活環境の整備の理想が遠のきつあるのが地方の実情であります。去る二十四日、國会に提出されました、いわゆる地方財政白書によりますと、地方債の償還に充てる公債費の六十年度決算額は初めて歳出の一割を超えて、歳出総額に占める割合は一〇・二%となっており、年々財政が硬直化し、地方自治の破壊への道を進んでいるのであります。

地方財政がこのようになんに厳しい状況にあるにもかかわらず、政府は、國の財政再建のみを最優先させ、今回さらに負担増を地方に押しつけているのであります。たび重なる中央政府のこのような暴挙は断じて容認されではならないのです。

反対の第三の理由は、今回の負担割合引き下げの背景になつてゐる政府の財政運営についてであります。

今回の措置は、國の借金を地方の借金に切りかえて一時しのぎをするにすぎず、建設国債の増発をすれば、地方に対する負担割合の引き下げといふ無理を回避できるのであります。

負担割合の引き下げは、臨調路線に従つて一般歳出を厳しく抑制するという政府の予算編成方針

のものとて、公共事業量の増加を図るためにとられた特例措置であると言われておりますが、政府が無理を押して進めていたる昭和六十五年度に赤字国債の発行をゼロにするという臨調路線の財政再建策は、実現不可能であることは明白であります。

我が党は、かねてから内需拡大のための積極財政への転換を強く求められてきたにもかかわらず、中曾根総理は、臨調路線に固執し、ここ数年、公共事業抑制策を続けてきたのであります。その結果、生活関連の社会資本整備のおくれが目立ち、内外から批判されることになつております。ここに至つて、政府首脳も積極財政への転換を言及されるようになつたようであります。が、円高不況が深刻になる前になぜ積極財政に転換できなかつたのか。六十二年度予算編成に当たつて、臨調路線の堅持にこだわることなく建設国債の増発に踏み切つておれば、地方に対する補助率の引き下げという無理な形での公共事業増加策を講じなくとも十分対応できたのであります。

以上、反対の理由を述べてまいりましたが、公共事業を所轄する農林水産省及び運輸省からも、本二法案と同様に、六十二、六十三年度にわたつて国の負担割合を引き下げる内容とする森林法の一部を改正する等の法律案及び港湾法の一部を改正する等の法律案が提案されております。これら二法案についても、ただいま述べましたと同じ理由から反対するものであります。

最後に、國の一方的な財政負担のあり方を見直し、地方財政の拡充強化、地方自治の発展を図り、國と地方の信頼関係を確立していくことを強く要望いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（藤田正明君）これより採決をいたしました。  
まず、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案、特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案及び国際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。  
三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）総員起立と認めます。  
よつて、三案は全会一致をもつて可決されました。  
次に、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案を一括して採決いたします。  
両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）過半数と認めます。  
よつて、両案は可決されました。

日程第一 輸出保険法の一部を改正する法律案

（いざれも内閣提出、衆議院送付）

及び本日委員長から報告書が提出されました  
産業構造転換円滑化臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

を日程に追加し、四案を一括して議題とする」と御異議ございませんか。

○議長（藤田正明君）御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。商工委員長前田歎男君。

審査報告書  
石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和六十二年三月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿

商工委員長 前田 熟男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業経理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法に規定する石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更、同計画に石炭の適正な供給の確保に資する措置に関する事項を追加することによる貯炭管理制度の創設及び石炭鉱山規模縮小交付金の創設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定に石炭鉱業合理化安定対策費として四百八十億円が計上されている。

附帯決議

政府はわが国石炭鉱業がおかれている厳しい実情にかんがみ、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、貯炭管理制度が速やかに発足し、その機能が十分發揮されるよう監督指導するとともに、必要な資金の確保に万全を期すること。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)  
第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)の一部を次のよう改める。  
第一項中「基づいて」を「基づいて」に、「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」を「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずる」に改める。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和六十二年三月二十五日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

法律案

三、閉山の集中を極力回避する観点から、国内炭の需要の適切な確保に努めること。

四、炭鉱保安対策のより一層の充実について、万全を期すること。

五、石炭の長期的・安定的な需要を確保するため、石炭利用技術の研究開発が引き続き強力に推進されるよう対策を講ずること。

六、石炭鉱業における生産体制の段階的縮小による地域経済社会への影響を極力緩和するため、雇用機会の確保、地方自治体の財政対策、産炭地域振興対策等地域活性化対策に万全の措置を講ずること。

右決議する。

二、閉山の集中を極力回避する観点から、国内炭の需要の適切な確保に努めること。

第三条第二項第一号中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改め、同項第一号を次のよう改める。

第二十六条第二項第三号中「売渡」を「貸付」に必要な資金の出資及び貸付けの事業(以下「石炭供給安定事業」という。)の事業

**促進交付金**に改め、同条中「交付金」を「整理促進交付金」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三条第一項第三号中「並びに」を「及びに」に改め、同項第四号中「石炭鉱山整理促進交付金」の下に「及び石炭鉱山規模縮小交付金（以下「石炭鉱山整理促進交付金等」という。）」を加え、同項第四号の二中「放棄」の下に「及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る石炭鉱業の規模の縮小」を加え、同条第三項中「石炭鉱山整理促進交付金」を「石炭鉱山整理促進交付金等」に改める。

第四条第二項中「通り」を「とおり」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え。

四の二 石炭鉱山規模縮小交付金の交付の日  
期及び方法

第二十六条第二項第六号中「又は石炭鉱山整理促進交付金に、「鉱業権」を「採掘権」に改め、「放棄」の下に、又は石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る「又は石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る「炭鉱業の規模の縮小」を加え、同項に次の二項を加える。

十五 前条第一項第十六号の二に規定する資本金(以下「石炭供給安定資金」という。)の当該資本の方法並びに貸付け及び償還の方法

鉱権者がその石炭鉱山において行う鉱業の規模の縮小が政令で定める基準に適合する場合であつて、当該採掘権又は租鉱権が次の各号に適合するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、政令で定めるところにより算定しなされた金額の石炭鉱山規模縮小交付金（以下「規模縮小交付金」という。）を交付することができる。

一 その採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の品位及び生産能率が石炭算定業合理化基本計画に定める規模縮小交付金全額の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適

## 二 石炭の適正な供給の確保に資する措置に関する事項

「並びに石炭供給安定資金」を加える。

二 その他通商産業省令で定める基準に適合する」と。

第五条第一項中「第四条第二項第三号」を「第  
四条第二項第四号」、「きへい」を「懲く」、「き、  
改め」

及び第一号中「交付金」を「整理促進交付金」に改め、同条第一項の「整理促進交付金」を「整理促進交付金」に改める。

**第三十五条の五の三** 様相は、民法第四百七  
四条第一項たゞし書及び第二項の規定にかかる  
つづく、前条の規定により交付することとな

第二十五条第一項第二号中「又は売渡し」を「貸付け又は売渡し」に改め、同項第四号の二を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

「整理促進交付金」に改め、同条第一項中「交付金」を「整理促進交付金」に、「行なわれた」を「行なった」として、「すみやかに」を「速やかに」に改める。  
第三十五条の三の見出し中「交付金」を「整理

（これが本筋の不完全な規制である。）  
令で定めるところにより、当該規模縮小交換金の交付を受けることとなつた者（以下「規模縮小事業者」という。）に代わつて次に掲げる債務の弁済を行う。

鉱山規模縮小交付金の交付

「整理促進交付金」に、「こえない」を「超えない」と改め、同項第一号中「と

規模の事業者の採掘権又は精錬権の全  
区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれ  
による生産量

理促進交付金」を「石炭鉱山整理促進交付金」に、「鉱業権」を「探査権」に改め、「放棄」の下に「又は石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る石

える」を「超える」に改め、同条第三項中「行なつた」を「行つた」に、「交付金」を「整理促進交付金」に改める。

に附屬する選炭その他の業務に従事してい  
た鉱山労働者で通商産業省令で定める基準  
に該当するものに対し当該規模縮小事業者

十六の二 石炭の適正な供給の確保に資する  
石炭の買入れ、保有及び売戻し又は売渡し

第三十五条の五の見出し中「交付金」を「整備交付金」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

日を経過した日までに弁済期の到来しては  
るもの

二 前号に規定する鉱山労働者に対し当該規

模縮小事業者が負担する貯蓄金の返還の債

務であつて、当該規模縮小交付金の交付の

決定の日後二十日を経過した日までに弁済

期の到来して、当該貯蓄金に係る利

率が政令で定める利率を超える場合にあ

つては、当該債務の額に政令で定める割合

を乗じて得た額に相当するものを除く。)

2 前項各号列記以外の部分の通商産業省令に

は、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行

われることを確保するために必要な事項及び

同項各号に掲げる債務の合計額が前条の政令

で定めるところにより算定した金額を超える

場合における同項各号に掲げる債務の弁済に

それぞれ充てるべき金額を定めておかなければ

ならない。

3 機構が第一項の規定により債務の弁済を行つたときは、その弁済を行つた額について前

条の規定による規模縮小交付金の交付をした

ものとみなす。

(準用)

第三十五条の五の四 第三十五条の四及び第三

十五条の五の規定は、規模縮小交付金につい

て準用する。この場合において、これらの規

定中「前条第一項各号列記以外の部分」とあ

り、及び「第三十五条の三第一項各号列記以

外の部分」とあるのは「第三十五条の五の二」と、「廃止事業者」とあるのは「規模縮小事業者」と、第三十五条の五中「前条」とあるのは第

三十五条の五の四において準用する第三十五

条の四」と読み替えるものとする。

第三十五条の十三第一項を次のように改め

る。

機構は、次の表の上欄に掲げる者に対し、

それぞれ同表の下欄に掲げる日数分の労働基

準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条

の平均賃金に相当する金額(政令で定める場

合にあつては、雇用期間を基準として通商産

業省令で定める金額(政令で定める金額の範

囲内のものに限る。)を加えて得た金額)を支

払わなければならない。

機構が買収した採掘権の鉱区

又はその買収した鉱業施設に

係る租礦権の鉱区に附屬する

石炭の採掘及びこれに附屬する

選炭その他の業務にその売上

引渡しの申込みの日前三月以上

雇用されたもの

三十一日

とする。

3 石炭供給安定資金に係る貸付金は、無利息

とし、その償還期間は、六月を超えない範囲

内において政令で定める期間とする。

4 第三十六条の八、第三十六条の九及び第三

十六条の十一の規定は、石炭供給安定資金の

貸付けを受けた者について準用する。

第四十一条第一項中「鉱業権者」を「採掘権者」

に改める。

第五十三条第一号中「第三十五条の三第一項」

の下に「第三十五条の五の二第二号、第三十五条

の五の三第一項」を加え、「又は第三十六条の

二十四第一項」を、「第三十六条の二十四第一項」

又は第三十六条の二十八第一項若しくは第二

項」に改める。

附則第一条中「昭和六十二年三月三十一日」を

「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第二条 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十

八年法律第百四十五号)の一部を次のように改

正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を

「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小

企業信用保険に関する特別措置等に関する法律

の一部改正)

第三条 産炭地域における中小企業者についての

中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律

の一部改正

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を

「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策

特別会計法の一部改正)

第四条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー

対策特別会計法(昭和四十一年法律第十二号)の

一部を次のように改正する。

「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

附則第七項から第九項までを次のように改め

る。

各年度に限り、石炭勘定において、石炭対策

に要する費用の財源に充てるため必要がある

ときは、同勘定の負担において、借入金をす

ることができる。

8 前項の規定による借入金の限度額について

は、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

9 附則第七項の規定による借入金は、その借

入れをしたときから四年(昭和六十三年度に

借り入れた借入金にあつては三年、昭和六十

四年度に借り入れた借入金にあつては二年)

内に償還しなければならない。

附則第十項中「及び第八項」を削り、「行なう」

を行なうに改める。

附則第十一項中「及び第八項」を削る。

附則第十二項中「、その借入金をした年度にお

けるこの会計の歳入と、附則第八項の規定によ

る借入金は」及び「及び第八項」を削る。

附則(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う

経過措置)

第二条 新エネルギー総合開発機構が最初に作成

する石炭供給安定資金の貸付計画については、

第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨

時措置法第二十七条第一項中「事業年度の毎四

半期開始前に」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨

時措置法等の一部を改正する法律(昭和六十二

年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお從前の例による。

## 審査報告書

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年三月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿  
商工委員長 前田 熟男

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対する再就職に関する援護その他の措置を定めた炭鉱離職者臨時措置法の期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法律施行に要する経費として昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定炭鉱離職者援護対策費のうち三十八億百万円が計上されている。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、第八次石炭政策期間における炭鉱の閉山・縮小によつて増加が予測される炭鉱離職者につき、雇用機会の確保、再就職のあつせん等の対策を強化するとともに、就職促進手当、職業訓練等援護措置の拡充について検討するなど雇用対策に万全を期すること。

二、炭鉱閉山に伴う退職金・賃金等の未払い分を含めた労務債につき円滑な支払いが確保されるよう必要な指導を行うこと。

三、三菱高島炭鉱の閉山に伴う炭鉱離職者の就職援護対策を強力に推進すること。

四、炭鉱離職者の子弟の転入学が円滑に行われるよう配意すること。

よう配意すること。

右決議する。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年三月二十五日

参議院議長 藤田 正明殿  
衆議院議長 原 健三郎

## 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

10 この法律において「前払輸入契約」とは、貨物を輸入する契約のうち、その輸入貨物の代金又は賃借料の全部又は一部を當該輸入貨物の船積



「行われた」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中前二項を「前各項」に改め、同項第一号中「又は第五号イ若しくはロ」を「第五号又は第六号イ」に改め、同項第三号中「第一項各号」の下に「第二項各号、第三項各号」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前条第二項第五号又は第六号イ若しくはハのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、元本(以下「信用事故元本」という。)の取得ための対価の額から、配当金請求権等に係る損失にあつては、当該事由に係る配当金請求権等(以下「信用事故配当金請求権等」という。)に基づき取得し得べき配当金等の額から、保証債務に係る損失にあつては当該事由に係る保証債務の履行により取得する求償権(以下「信用事故求償権」という。)に基づき取得し得べき金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、前条第二項第五号に該当する事由に係る場合においては百分の五十の範囲内において政令で定める割合を、同項第六号イ又はハに該当する事由に係る場合にあつては百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

二 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

4 前条第二項第六号ロ又はニのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、公債等の元本に係る損失にあつては当該事由に係る公債等の元本(以下「履行遲滞元本」という。)について償還期限後六月を経過した時までに回収することができない金額から、公債等の利子の支払請求権に係る損失にあつては当該事由に係る公債

等の利子の支払請求権(以下「履行遅滞利子請求権」という。)に基づき取得し得べき利子について支払期限後六月を経過した時までに回収することができない金額から、保証債務に係る損失につきては当該事由に係る保証債務の履行により取得した求償権(以下「履行遅滞求償権」という。)に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から六月を経過する日までに回収することができない金額から、次の各号に掲

できないものに限る。)によつてその債務の履行が生じたことによる保証債務の履行(第一号の二又は第二号に該当する場合におけるものを除く。)におけるものと同一とする。

第十五条の二を第十四条の十二とする。

第五章の前に次の二章を加える。

第十四章の二 前払輸入保険

(保険契約)

二項各号の一に該当する事由により前払輸入者が前払金の返還の期限(同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後六日)を経過した時、以下この章において同じ。)までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた

二 損失を軽減するために必要な処置を講じて  
一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前払輸入保険は、前払輸入者が前払輸入契約に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなつた場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払つた代金又は賃借料（以下この

二 前払金の返還の期限後に回収した金額  
(前払金の回収)  
第十四条の五 保険金の支払を受けた前払輸入者は、当該前払輸入契約に基づく前払金の回収を努めなければならない。

下「信用事故公當金請求権等」という。(に基づき取得し得べき配当金等の額から、保証債務に係る損失にあつては当該事由に係る保証債務の履行により取得する求償権(以下「信用事故求償権」という。)に基づき取得し得べき金額から、

回収した金額  
第十四条の三を第十四条の十三とする。  
第十四条の二第二項中「輸出保険を「貿易保険」に改め、同項第一号の二中「第一条の二第十項第二号」を「第一条の二第十六項第二号」に、「第五号」

「前払金」という。この返還を受けることができないことにより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

**(回収金の納付)**  
第十四条の六 保険金の支払を受けた前払輸入者のは、その支払の請求をした後回収した金額から前払金の返還の期限以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を要

次の各号に掲げる金額を控除した残額に、前条  
第二項第五号に該当する事由に係る場合にあつ  
ては百分の五十の範囲内において政令で定める  
割合を、同項第六号イ又はハに該当する事由に  
係る場合には百分の九十の範囲内において  
政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

「第一項第五号及び第六号」を「第五号及び第六号を」に改め、同項第二号「第一条の二第十項第四号」を「第一条の二第十項第五号」に改め、同項第十六号「第一条の二第十項第五号」を「第一条の二第十項第四号」に改め、同号イ中「第一条の二第十項第二号」を「第一条の二第十六項第二号」に改め、同項第五号「第一条の二第十項第五号」を「第一条の二第十六項第五号」に改め、同号を同項第六

二 外國における戦争、革命又は内乱  
三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、前払輸入契約の当事者の責めに帰することができないもの  
四 前払輸入契約の相手方の破産  
五 前払輸入契約の相手方の前払金に係る責務

けた保険金の額の第十四条の四に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

二　当該事由の発生により取得した金額又は取  
得し得べき金額

五 同項第四号の次に次の二号を加える。  
第一条の二第十六項第一号から第三号まで  
に掲げる海外投資について、次のいずれかに  
該当する事由が生じたこと。

の六月以上の履行遅滞(前払輸入者の責めに帰することができないものに限る。)

4 前条第二項第六号ロ又はニのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、公債等の元本に係る損失にあっては当該事由に係る公債等の元本(以下「履行遅滞元本」という。)について償還期限後六月を経過した時までに回収することができない金額から、公債等の利子の支払請求権に係る損失にあっては当該事由に係る公債

イ 海外投資（保証債務の負担を除く。）の相手方（第一条の二第十六項第二号に掲げる海外投資にあつては、株式等の取得の相手方を除く。）の破産（第二号に掲げるものを除き、海外投資を行つた者の責めに帰することができないものに限る。）  
ロ 保証債務に係る主たる債務者の破産（保証債務を負担した者の責めに帰することが

2 の額を保険価額とする。  
前払輸入保険の保険金額が保険価額に百分の  
九十七・五の範囲内において政令で定める割合  
を乗じて得た金額を超えるときは、その超える  
部分については、保険契約は、無効とする。  
(保険金)  
第十四条の四 前払輸入保険において政府がてん  
補すべき額は、保険価額のうち第十四条の二第

つて当該仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物のうち第五条の二第二項の政令で定める貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易代金貸付者が仲介貿易代金貸付契約に基づいて賃金を貸し付けた場合に次の各号の一に該当する





物品に対する需要が著しく減少しているため、その設備の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり繼續することが見込まれるものとして主務省令で定めるものを見う。

### 3 この法律において「特定地域」とは、その地域

において、特定事業者の事業所その他の事業所について内外の経済的事情の著しい変化により事業の廃止又は事業規模若しくは事業活動の縮小が相当の規模で生じており、かつ、これらの事業所の事業活動がその地域に所在する事業所の事業活動に相当程度の割合を占めているた

### (事業適応計画の承認)

第五条 特定事業者であつて、新たな経済的環境への適応のため、特定設備の処理（廃棄若しくは長期の格納若しくは休止（廃棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る。）又は譲渡（譲渡された設備が廃棄されが生産の用に供されないようにする）により特定設備が生産の用に供されないようにする。以下同じ。）を行おうとするものは、当該特定設備の処理（当該特定設備の処理と併せて事業の転換その他の新たな経済的環境への適応のための措置（以下「事業転換等」という。）を実施しようとする場合にあつては、当該事業転換等を含む）に関する計画（以下「事業適応計画」といいう。を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業適応計画が適当である旨の承認を受けることができる。

事業適応計画には、当該特定事業者がその事業者に対しその経営を実質的に支配していると認められるものとして政令で定める関係を持つている事業者（以下「関係事業者」という。）が当該特定事業者の新たな経済的環境への適応のた

めに行う措置に関する計画を含めることができ

### る。

事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 1 特定設備の処理の目標

二 特定設備の処理の内容及び実施時期

#### 3 特定設備の処理を行うのに必要な資金の額

四 及びその調達方法

五 第二章 特定事業者の事業適応計画等

#### 6 事業転換等（関係事業者が行う前項に規定する措置を含む。以下同じ。）について承認を受けるとする場合にあつては、次に掲げる事項

#### 7 事項

イ 事業転換等の内容及び実施時期

ロ 事業転換等を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

三 特定設備の処理（事業転換等に伴う労務に関する事項その他主務省令で定める事項）

四 特定設備の処理を行なうに必要な資金の額及びその調達方法

五 第二章 特定事業者の事業適応計画等

6 事業転換等の内容及び実施時期

7 事業転換等を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

三 特定設備の処理（事業転換等に伴う労務に関する事項その他主務省令で定める事項）

四 特定設備の処理を行なうに必要な資金の額及びその調達方法

五 第二章 特定事業者の事業適応計画等

6 事業転換等の内容及び実施時期

7 事業転換等を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

三 特定設備の処理（事業転換等に伴う労務に関する事項その他主務省令で定める事項）

四 特定設備の処理を行なうに必要な資金の額及びその調達方法

五 第二章 特定事業者の事業適応計画等

6 事業転換等の内容及び実施時期

7 事業転換等を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

事業者（当該特定事業者に係る関係事業者を含む。）が当該事業適応計画に従つて行おうとする事業転換等に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

（事業適応計画の変更等）

第六条 前条第一項の承認を受けた特定事業者（以下「承認特定事業者」という。）は、当該承認に係る事業適応計画を変更しようとするとときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

第七条 前条第一項の承認を受けた特定事業者（以下「承認特定事業者」という。）は、当該承認に係る事業適応計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業適応計画」という。）に従つて特定設備の処理又は事業転換等を行つていいないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

第八条 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の承認に準用する。

第九条 同一の業種に属する二以上の特定事業者であつて、特定設備の処理その他の新たな経済的環境への適応のための措置の実施の円滑化を図るため、生産若しくは販売の共同化、生産品種の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに對応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切なものであること。

第十条 当該事業適応計画に係る特定事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

第十一条 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員との間の適正な競争が確保されること。

第十二条 一般消費者及び関連事業者の利益を不正に害するおそれがあるものでないこと。

第十三条 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

第十四条 前条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとするとときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

第十五条 主務大臣は、前条第一項の承認をした事業提携計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業提携計画」という。）が同条第三項の基準に適合するものでなくなつたと認めるときは、承認提携事業者に対して、当該事業提携計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならぬ。

三 事業提携に伴い必要となる設備投資に関する事項

四 その他主務省令で定める事項

五 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業提携計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該事業提携計画に係る提携事業者の特定設備の処理の促進に資すると認められるものであること。

二 当該事業提携計画に係る提携事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切なものであること。

三 国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を阻害すると認められるものでないこと。

四 当該事業提携計画に係る提携事業者と他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

五 一般消費者及び関連事業者の利益を不正に害するおそれがあるものでないこと。

六 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

七 一般消費者及び関連事業者の利益を不正に害するおそれがあるものでないこと。

八 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

九 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十一 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十二 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十三 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十四 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十五 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十六 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十七 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十八 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

十九 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

二十 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

二十一 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

二十二 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

二十三



(政府の出資)  
第十七条 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

(特別勘定)  
第十八条 基金は、第十六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七条第一項の規定によつてながれなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。  
(産業構造転換円滑化出資資金)  
第十九条 基金は、第十六条第二号に掲げる業務に関する、産業構造転換円滑化出資資金を設け、第十七条の規定により政府が出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならぬ。

2 産業構造転換円滑化出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四

項の規定による納付金を納付した場合にあつては、当該納付金の額を当該利益の額から控除したものとする。

(産業構造転換円滑化推進資金)  
第二十条 基金は、第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務に関する、産業構造転換円滑化推進資金を設けるものとする。

2 基金は、産業構造転換円滑化推進資金に係る経理については、特別勘定以外の一般の勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、特定施設整備法第四十条第二項の規定にかかるらず、特定施設整備法第四十七条第一項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において産業構造転換円滑化推進資金に充てるものとする。

4 産業構造転換円滑化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、産業構造転換円滑化推進資金に充てるものとする。

(特定施設整備法の特例)  
第二十一条 第十六条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、同法第四十条第二項中「同条第二項の認可」を受けた場合において出資された金額」とあるのは「同条第二項の認可を受けた場合における出資された金額」とある。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしよとするときは、第十六条第一号に掲げる業務に係る事項に關し、主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

(主務大臣等)  
第二十六条 この法律における主務大臣は、当該規定の施行に當たつては、承認特定事業者又は承認提携事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の發する命令とする。ただし、第四条第二項の主務省令は、当該設備に係る物品の生産を所管する大臣の發する命令とする。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしよとするときは、第十六条第二号から第四号までに掲げる業務に係る事項に關し、関係行政機関の長に協議しなければならない。

本開発銀行その他の金融機関」とあるのは「日本開発銀行その他の金融機関(構造転換法第十六条第三号に掲げる業務にあつては、同号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて同じ。)」と、同条第三項中「金融機関」とあるのは「金融機関(構造転換法第十六条第三号において同じ。)」と、同条第三項中「金融機関」とあるのは「金融機関以外のものを含む。次項に規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。」と、同法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、同法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び構造転換法」と、同法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造転換法」と、同法第五十四条中「第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、同法第五十五条第一項中「これを各出資者に對し」とあるのは「当該残余財産のうち、構造転換法第十八条第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府に對し、当該特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に属する各出資者に對し」と、同条第二項中「各出資者」とあるのは「構造転換法第十八条第一項に規定する特別勘定以外の一般の勘定に属する各出資者」と、同法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び構造転換法第十六条」とする。

(国際経済環境等の考慮)  
第二十二条 国は、この法律に基づく措置を実施するに當たつては、国際経済環境その他の経済環境を考慮し、特定事業者及び特定地域における事業者が新たな経済的環境に適応した事業を適切に実施することができるよう努めるものとする。

(報告の徴収)  
第二十三条 主務大臣は、承認特定事業者又は承認提携事業者に對し、承認事業適応計画又は承認事業提携計画の実施状況について報告を求めることができる。

(都道府県の意見の申出)  
第二十四条 都道府県は、第二章の規定に基づいて行われる特定設備の処理、事業提携その他の措置が当該都道府県における地域経済に著しい悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、主務大臣に對し、意見を申し出ることができる。

(連絡及び協力)  
第二十五条 主務大臣及び労働大臣は、第二章の規定の施行に當たつては、承認特定事業者又は承認提携事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 この法律における主務大臣は、当該規定により政府が出資した金額を除く。」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務並びに構造転換法第十六条第一号及び第四号の業務」と、同法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定」と、「日本開発銀行」と、同法第四十条第二項中「同条第二項の認可」を受けた場合における出資された金額」とあるのは「同条第二項の認可を受けた場合における出資された金額」とある。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の發する命令とする。ただし、第四条第二項の主務省令は、当該設備に係る物品の生産を所管する大臣の發する命令とする。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしよとするときは、第十六条第二号から第四号までに掲げる業務に係る事項に關し、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十七条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第四条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

2  
基金は、前項の規定による請求がなったときは、特定施設整備法第十八条规定第一項の規定にかかるわらず、当該部分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

**第三条** 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、附則第一条ただし書の政令で定める日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

規定は昭和十五年五月二十九日から施行する。  
（この法律の廃止）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章の規定、附則第三条及び第四条の規定、附則第六条から第九条までの規定、附則第十一条中地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第七十二条の五第一項第四号の改正規定、附則第十二条から第十三条までの規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定は公布の日から起算して一月を超えて四月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第十四条の規定による。

2 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、  
使用者その他の従業者が、その法人又は人の業  
務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為  
者を罰するほか、その法人又は人に対して同項  
の刑を科する。

附  
則

施行期日

業基盤整備基金」に改める。

第十四条、第十五条及び第二十条中「産業基盤信用基金」を「第三章 産業基盤整備基金」に改める。

第五条 産業基盤信用基金は、この法律の公布の日より、産業基盤整備基金に改める。

第三章 産業基盤信用基金を「第三章 産業基盤整備基金」に改める。

第二十五条第二項及び第三項、第二十六条並びに第二十七条第一項中「理事長」を「会長」に改める。

第二十九条中「として」の下に「会長一人」を加える。

第三十条第一項中「理事長」を「会長」に改め、同条第四項中「理事長」を「会長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長」を「会長及び理事長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事長は、基金を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して基金の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

第三十一条第一項中「理事長」を「会長、理事长」に改め、同条第一項中「理事長」を「会長」に改める。

第三十四条中「理事長」を「会長」に改める。

第三十六条中「基金」との下に「会長又は」を加え、「理事長」を「会長及び理事長」に改める。

第三十七条第三項及び第三十八条中「理事長」に改める。

附則第九条を次のように改める。

(産業構造転換円滑化業務)

第九条 基金は、第四十条第一項に規定する業務のはか、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第一号)第十六条に規定する業務を行ふものとする。

附則第十条から第十七条までを削る。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、附則第一条ただし書の政令で定める日にその効力を生ずる。

第六条 附則第四条の規定の施行の際現に産業基盤信用基金の理事、評議員又は職員である者は、それぞれ産業基盤整備基金の理事、評議員又は職員として、この法律による改正後の特定施設整備法第三十一条第二項、第三十七条第三項又は第三十八条の規定により会長が任命したものとみなす。この場合において、当該理事の任期は、この法律による改正前の特定施設整備法第三十二条第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

第七条 附則第四条の規定の施行の際現にその名稱中に産業基盤整備基金という文字を用いていいる者については、この法律による改正後の特定施設整備法第二十条第二項の規定は、附則第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第八条 第四章又は附則第四条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(特定外航船舶解撤促進臨時措置法の一部改正)

第九条 特定外航船舶解撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む。)中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。  
(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。  
第七十二条の五第一項第四号中「産業基盤信  
用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。  
附則第十一條の四第十一項中「単」を「本項  
において單に」に改め、同条に次の二項を加え  
る。

15 道府県は、産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二号）第八条第一項に規定する承認事業者提携計画に従つて営業の譲渡（当該譲渡に係る同法第七条第一項の承認（同法第八条第一項の規定による変更の承認を含む。以下本項において単に「承認」という。）が同法第七条第一項の規定の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間にされたものに限る。）をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産（政令で定めるものに限る。）を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承認事業提携計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対し課する不動産取得税について、当該取得が承認の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

16 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に對して課する不動産取得税の税額の徵収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徵収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二第五第一項中「土地の取得」とあるのは、「附則第十一条の四第五項に規定する不動産（以下第七十三条の二十七までにおいて「不動産」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは、「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得については当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得については当該取得の日から一年以内」とあつては当該取得の日から三年以内」と、「こ



次に、輸出保険法改正案は、法律の題名を貿易保険法と改め、前払い輸入保険等新種保険の創設、海外投資保険の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会では、今回の改正による貿易黒字の改善効果等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。次いで、採決の結果、本法案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案は、産業基盤整備基金による債務保証等の措置により、特定事業者の新たな経済的環境適応の円滑化、特定地域経済の安定等を図ろうとするものであります。

なお、本法案は、衆議院において事業適応計画等の記載事項に労務に関する事項を加える修正が行われております。

委員会では、設備処理に伴い生ずる雇用問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多數をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、以上の四法案に対し、それぞれ附帯決議が行されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

○議長(藤田正明君) これまでの議論を踏まえ、本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

次に、輸出保険法改正案は、法律の題名を貿易

保険法と改め、前払い輸入保険等新種保険の創設、海外投資保険の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会では、今回の改正による貿易黒字の改善効果等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。次いで、採決の結果、本法案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案は、産業基盤整備基金による債務保証等の措置により、特定事業者の新たな経済的環境適応の円滑化、特定地域経済の安定等を図ろうとするものであります。

なお、本法案は、衆議院において事業適応計画等の記載事項に労務に関する事項を加える修正が行われております。

委員会では、設備処理に伴い生ずる雇用問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多數をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、以上の四法案に対し、それぞれ附帯決議が行されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしま

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案の採決をいたしました。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案の採決をいたしました。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案の採決をいたしました。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第一二 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

及び本日委員長から報告書が提出されました。

森林法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

を日程に追加し、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### 審査報告書

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年二月二十六日

参議院議長 農林水産委員長 高木 正明

農林水産委員長 高木 正明

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、松くい虫被害が依然として発生し、地域によつてはその被害が拡大傾向にある等の状況にかんがみ、その被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進するため、本年三月三十日に失効する現行法をさらに五年間延長するとともに、被害の実態に応じた効果的な対策を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

##### 二、費用

本法施行に要する経費は、松くい虫防除費として、昭和六十二年度一般会計予算に、約五十九億五千八百万円が計上されている。

##### 附帯決議

政府は、森林の機能向上に対する国民の要請が増大している現状にかんがみ、本法の施行に当たった。各般にわたる松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進することにより、松くい虫被害を早急に終息させるとともに、松林の有する機能を確保するため、次の事項の実現に努めるべきである。

六、松くい虫の被害防除に当たつては、特に、病院、学校、水源等の環境保全を図るため、その周辺の松林について原則として特別防除は行わないようすること。

七、松の枯損メカニズムについて、その徹底究明に努めるとともに、天敵、誘引剤の利用等新たな防除技術の早期実用化に努めること。また、選抜育種、交雑育種の一層の推進と併せ、バイオテクノロジー等の導入による抵抗性品種の育成及びその供給体制の整備等育種事業の充実に努めること。

二、被害対策について地域の自主的な取り組みの促進を図るため、地域住民の自主的な防除意欲を醸成するよう普及啓蒙に努めるとともに、地区実施計画の策定に当たつては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする協議会の開催により、地元関係者の意向が反映されるよう努めること。

るとともに必要な予算の確保に努めること。

二、被害対策について地域の自主的な取り組みの促進を図るため、地域住民の自主的な防除意欲を醸成するよう普及啓蒙に努めるとともに、地区実施計画の策定に当たつては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする協議会の開催により、地元関係者の意向が反映さ

れるよう努めること。

三、被害対策の実施に当たつては、除・間伐等適切な森林施設の実施、松材の需要開拓とその有効利用促進、被害松林の樹種転換等各種施策の総合的な推進を図るとともに、特に特別伐倒駆除の実施に当たつては、必要な労働力の確保、必要な施設の整備等に努めること。

四、緊急伐倒駆除については、森林所有者の理解と協力を得て円滑に実施できるよう、その手続き等に遺漏のないよう努めること。

五、特別防除の計画・実施に当たつては、関係地域住民の意見を十分尊重し、事前の周知徹底に努め、適正かつ安全を図る等慎重に実施し、被害が発生した場合には直ちに特別防除を中止し、原因の究明及び円滑な損害補償を行うこと。さらに、薬剤の飛散等生活環境及び自然環境に及ぼす影響について引き続き必要な調査・検討を行うこと。

六、松くい虫の被害防除に当たつては、特に、病院、学校、水源等の環境保全を図るため、その周辺の松林について原則として特別防除は行わないようすること。

七、松の枯損メカニズムについて、その徹底究明に努めるとともに、天敵、誘引剤の利用等新たな防除技術の早期実用化に努めること。また、選抜育種、交雑育種の一層の推進と併せ、バイ





討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對し、五項目にわたる附帯決議を多数をもつて行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、森林法の一部を改正する等の法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第一三 地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岩本政光君。

#### 審査報告書

地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決したたまつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年三月二十六日

内閣委員長 岩本 政光

参議院議長 藤田 正明殿

一、委員会の決定の理由 要領書	
本法律案は、旧地域改善対策特別措置法による地域改善対策事業が実施された対象地域について、円滑かつ迅速に地域改善対策特定事業を実施するため、当該事業に係る経費に対する特別の助成を定める等國の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。	
1. 費用	2. 国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するよう努めなければならない。
本法律施行に要する経費は、約千九百三億円であり、昭和六十二年度一般会計予算及び特別会計予算に計上されている。	この法律は、昭和六十七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和六十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十七年度以降の年度に繰り越されるものにより実施される地域改善対策特定事業については第十三条から第五条までの規定、昭和六十六年度以前の年度に地域改善対策特定事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については第五条の規定並びに次条第二項の規定は、なおその効力を有する。
地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案	2. 前項の場合において、法律の規定で國の負担の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。
右の内閣提出案は本院においてこれを可決したたまつて国会法第八十三條により送付する。	又は補助の割合として三分の二を下回る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の一とするものとする。
(昭和六十二年三月二十五日 衆議院議長 原 健三郎 参議院議長 藤田 正明殿)	(地方債) 第三条 地域改善対策特定事業でこれに要する経費について國が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。
(趣旨)	2. 前項の場合において、法律の規定で國の負担の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。
第一条 この法律は、國及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他の國の財政上の特別措置について定めるものとする。	第四条 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。
(地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律)	2. 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、國が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。
本政光君。	(元利償還金の基準財政需要額への算入)
(地域改善対策特定事業)	第五条 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還を要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
昭和六十二年三月二十六日	(元利償還金の基準財政需要額への算入)
参議院議長 藤田 正明殿	2. 前項に規定する地域改善対策事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については、旧地域改善法第五条の規定は、なおその効力を有する。
内閣委員長 岩本 政光	(地方交付税法の一部改正)
参議院議長 藤田 正明殿	第三条 地方交付税法の一部を次のように改正する。
内閣委員長 岩本 政光	附則第六条第一項の表中「地域改善対策事業債等償還費」を「地域改善対策特定事業債等償還費」に、「地域改善対策事業費」を「地域改善対策



改め、同条第二項の表電気通信大学短期大学部の項を削り、同表中  
徳島大学工業短期大学部

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号

## 国立学校設置法の一部を改正する法律案

## 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案外一 生

一  
七

3 筑波技術短期大学は、昭和六十五年度から学生を入学させるものとする。

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。  
よって、本案は全会一致をもって可決されまし  
た。

# 徳島県立徳島大学を 徳島大学医療技術短期

〔仲川幸男君登壇　拍手〕

卷之三

おおむね妥当な措置と認める

四百一

附則第三項中「一万九千七百一十人」を「一万九千八百三十七人」に改める。

本法律案は、福島大学に行政社会学部を、三重大学に生物資源学部をそれぞれ設置するとともに、筑波技術短期大学及び徳島大学医療技術短期大学部を新設するほか、総定員法の枠外とされておりました。文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長並  
上裕君。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

する。ただし、第三条第一項の表の改正規定、第三条の三第一項の表の改正規定及び同条第二項の表の改正規定（電気通信大学短期大学部の項を削る部分を除く。）は同年十月一日から、表の改正規定のうち電気通信大学短期大学部の項を削る部分は昭和六十五年四月一日から施行

するものであります。委員会におきましては、三重大学の生物資源学部及び筑波技術短期大学の設置の趣旨とその整備充実策、国公立大学の入試制度の改善、留学生対策等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

審査報告書  
関税定期法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和六十二年三月二十六日  
大蔵委員長 井上 裕

一、世界経済における我が国の立場にかんがみ、  
国際的協調特にウルグアイ・ラウンドの推進、  
開発途上国への協力等を通じ、自由貿易体制の  
維持・強化、世界経済の活性化に引き続き貢献  
するよう努めること。  
一、関税率の引下げに当たっては、国内産業への  
影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業  
の体質改善を併せ考えつつ、国民生活の安定に  
寄与するよう努めること。

(三) 重大大学の農学部等の存続に関する経過措置

議案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

參議院議長  
大蔵委員長  
藤田 正明殿  
井上 裕

卷之三

第三条第一項の規定にかかるわざ 昭和六十二年九月三十日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間存続するものとし、電気通信大学短期大学部は、改正後の第三条の三第二項の規定にかかわらず、昭和六十五年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしま  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

一、委員会の決定の理由  
要領書

たばこ産業の国際競争力の強化に努めるとともに、たばこ産業に深刻な影響が生ずる場合には、適切な対応に努めること。











昭和六十二年三月二十七日

参議院会議録第八号 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案外一件

別表第一(A)第四四・一三号に次のように加える。

三 松属もみ属(カリホルニアレッドファー、グラン

ドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバー

ファーを除く)、(とひ属(シトカスプルースを除く))

又はからまつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下

のものに限る)のものに限る)を除く)を割つ

別表第一(A)第四四・一四号に次のように加える。

その他のもの(チークの蓮板(単に切り、ひき又は割つ

たものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを

除く)を除く)を割つ

別表第一(A)第四四・一五号を次のように改める。

合板、ブロックボード、ラミンボード、バッテンボードその他

これらに類する積層木材(ベニヤドペネル及びベニヤドシート他

を含む)及び象眼し又は寄せ木した木材のうち

合板

ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これら

に類する表面加工をしたものうち

側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工

をしたもの

昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三一日までに

輸入されるもの

昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三一日までに

輸入されるもの

その他のもの

厚さが六ミリメートルに満たないもの

両表面の板が針葉樹材のもの

その他のもの

昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三一日までに

輸入されるもの

昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三一日までに

輸入されるもの

その他のもの

両表面の板が針葉樹材のもの

昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三一日までに

輸入されるもの

四・八%

一七・五%  
一五%一一・五%  
一〇%五%  
八%

八%

五%



昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号  
閏税定期法及び閏税暫定措置法の一部を改正する法律案外一件

一七八

の一日ま 日から	三・九%	以外の現像転以
三・七%		

カラーフィルム(反転現像)  
方式のものに限る。以外の  
もの

三・七%  
に改める。

も  
の

三一七

四

昭和六二年三月三一日ま  
でに輸入されるもの  
昭和六二年四月一日から  
昭和六年三月三一日ま  
でに輸入されるもの

三・九%

の直接撮影用フィルム以外のも

三七·%

1

昭和六年三月

昭和六年三月

る用

三・七%

別表第一(B)第三七〇一號中

別表第一(B)第三十一・〇四号を削る。

ルホン酸】を加える、

別表第一(B)第一九・二五号中「麻薬」の下に「及び二-アクリルアミド-二-メチルプロパンス ルホン酸」を加える。	キシリノール	のうち 一・六%
---	--------	-------------

別表第一(B)第二九・〇六号中

(二) 單核—価フーノール  
クレゾール及びキシレノール  
のうち  
キシレノール

(四) ナフタリン  
アントラゼン  
メチルナフタリン

別表第一(B)第三七〇一號中

（1） フィルムの幅が三〇ミリ  
メートル以下のもので、反  
転現像方式のもの  
昭和六二年三月三一日ま  
で輸入されるもの

<p>別表第一（B）第二九・〇一号中</p> <p>〔三〕 キシレンのうち 　　バラーキシレン以外のもの</p> <p>〔四〕 エチルベンゼン</p>
<p>一・六%</p> <p>一・六%</p> <p>一・六%</p>
<p>及</p>
<p>〔二〕 クレゾール及びキシレノール</p>
<p>一・六%</p>
<p>〔一〕 キシレノール</p>
<p>一・六%</p>
<p>〔二〕 ナフタリン 　　アントラゼン 　　メチルナフタリン</p>
<p>一・六% 一・六% 一・六%</p>
<p>削る。</p>
<p>別表第一（B）第二九・〇六号中</p>
<p>A</p>
<p>〔一〕 フィルムの幅が三〇ミリ 　　メートル以下のもので、反</p>
<p>三・七%</p>
<p>〔二〕 転現像方式のもの</p>
<p>三・九%</p>
<p>別表第一（B）第三七・〇二号中</p>
<p>A</p>
<p>〔一〕 フィルムの幅が三〇ミリ 　　メートルのもので、反</p>
<p>三・九%</p>
<p>〔二〕 転現像方式のもの</p>
<p>三・九%</p>
<p>〔三〕 フィルムの幅が三〇ミリ 　　メートルのもので、反</p>
<p>三・九%</p>
<p>〔四〕 ティープフィルムに 　　以外のもの</p>
<p>三・九%</p>
<p>別表第一（B）第二九・一五号中「麻薬」の下に「及び二-アクリルアミド—二-メチルプロパンス</p>
<p>ルホン酸」を加える。</p>



昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号  
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案外一件



**租税特別措置法の一部を改正する法律案**  
**租税特別措置法の一部を改正する法律**  
**租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。**

「第七十条の七」を「第八十七条の四」に改め、「第七十条の八」を「第八十七条の五」に改め、「第三十一条」を「昭和六十二年三月三十日」に改め、「第六条第一項及び第七条中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

**第十条の三**の次に次の二条を加える。  
**(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却)**  
却又は所得税額の特別控除)  
第十条の四  
青色申告書を提出する個人で次の表

の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号の中欄に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)で政令で定める規模のもの(以下第四項まで及び第七項において「特定

個 人	企 業	資 本	事 業	機 械	及 び	裝 置
二 一定する特定中小企業者のうち同 項第三号に掲げるもので次に掲 げる個人に該当する個人	事業転換法第二条第二項に規 定する特定中小企業者	等臨時措置法（昭和六十一年法 律第四号）と、第二条第二項に規 定する特定中小企業者	特定中小企業者事業転換対策 法律第四号（昭和六十一年法 律第四号）と、第二条第二項に規 定する特定中小企業者	転換法（昭和六十一年法 律第四号）と、第二条第二項に規 定する特定中小企業者	転換法（昭和六十一年法 律第四号）と、第二条第二項に規 定する特定中小企業者	転換法（昭和六十一年法 律第四号）と、第二条第二項に規 定する特定中小企業者
二 一定する特定中小企業者のうち同 項第三号に掲げるもので次に掲 げる個人に該当する個人	機械及び装置	指定業種以外の業種に属する事業	指定業種以外の業種に属する事業	指定業種以外の業種に属する事業	指定業種以外の業種に属する事業	指定業種以外の業種に属する事業

6 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（その年の前年において同項の規定の適用を受けた事業基盤強化設備をその年において当該個人の営む対象事業の用に供しなくなつた場合（当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該対象事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該合計額から当該事業基盤強化設備を当該対象事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

8 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受けた残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の一十に相当する金額を限度とする。

12 10  
る金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

までの規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の四第三項から第五項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11 第四項に規定する事業基盤強化設備につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年ににおいて、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業基盤強化設備を当該個人の営む対象事業の用に供しなくなつた場合（事業の廃止、当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該対象事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれらの規定の適用がなかつたものとし、当該個人は、当該対象事業の用に供しなくなつた日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期間内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12 前項の規定を適用する場合における同項の対象事業の用に供しなくなつた事業基盤強化設備

13 に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

14 第十一項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行つ。

第一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の四第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十一項中「同表の第七号」を「同表の第六号」に改め、同項の表の第一号中「当該機械その他の減価償却資産」の下に「(既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるものを除く。)」を加え、同表の第二号を削り、同表の第三号中「百分の十六」を「百分の十五」に改め、同号を同表の第一号とし、同表



第二十条の二第一項から第四項までの規定  
「プログラム準備金」を「プログラム等準備金」に改め、同条第六項中「プログラム準備金」を「プログラム等準備金」に改め、「ソフトウェア業」の下に「又はデータベース業」を加える。

第二章第二節第二款中第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四の次に次の二条を加える。

## (採石災害防止準備金)

第二十条の五 青色申告書を提出する個人で採石場に係る特定資産の額を控除した金額

法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の三第一項に規定する採石業者登録簿に登録されている者が、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの期間内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く)において、同法第三十三条に規定する岩石採取場(以下この条において「岩石採取場」という)の岩石(同法第二条に規定する岩石をいう。以下この項及び第四項において同じ。)の採取の終了後における災害の防止に要する費用(以下この項及び第三項において「採石災害防止費用」といいう。)の支出に備えるため、当該岩石採取場ごとに、次の各号に掲げる金額のうち最も低い金額以下の金額を採石災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額(以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。)のうち当該岩石採取場における岩石の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額により計算した金額

二 その年十二月三十一日において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産(以下この項及び次項

において「特定資産」という。)の額から、その年の前年十二月三十一日における当該岩石採

取場に係る特定資産の額を控除した金額

三 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日における

その年の前年から繰り越された当該岩石採取場に係る採石災害防止準備金の金額(その日までに第三項若しくは第四項の規定により総

収入金額に算入された。若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これら

の金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

二 前項の採石災害防止準備金を積み立てている個人のその年十二月三十一日における採石災害防止準備金の金額が当該採石災害防止準備金に係る岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る特定資産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

三 第一項の採石災害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書による承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの届出書の提出をした場合には、その届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における採石災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該採石災害防止準備金の金額については、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

四 前一項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合の譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日に

おける採石災害防止準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

四 前一項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合の譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日に

おける採石災害防止準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

四 前一項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合の譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

六十四年」に改める。

第四十条の二中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十七年十二月三十一日」に改める。

第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日に

おける採石災害防止準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

四 前一項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合の譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日に

おける採石災害防止準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

四 前一項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合の譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日に

おける採石災害防止準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

四 前一項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合の譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日に

おける採石災害防止準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

四 前一項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合の譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日に

おける採石災害防止準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

四 前一項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合の譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日に

おける採石災害防止準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における採石災害防止準備金の金額





二年三月三十一日までの間に、地震防災応急対策に資するための大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に規定する地震防災応急計画に基づき設置する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものを「法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産」に、「地震防災応急対策用資産」を「地震防災対策用資産」に、「の百分の十六に相当する」を「当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の表を加え

機械及び装置のうち同法第六条第 三項に規定する認定計画に係るも のでその設置をすることが緊急に 必要なものとして政令で定めるも の	百分の十五
二　特定期船製造業経営安定臨時 措置法（昭和六十二年法律第一 号）第六条第一項に規定す る認定事業者に該当する法人 (前号に該当する法人を除く。)	

第四十五条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」と、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。  
第四十五条の三第一項及び第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。  
第四十六条第一項中「百分の二十七(第三号に掲げる漁船については、百分の二十四)」を「百分の二十四」に改め、同項第一号及び第二号中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。  
第四十六条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。  
第五十条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分の十七」を「百分の二十五」に改める。  
第五十二条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分の三十一」を「百分の三十四」に、「百分の六十五」を「百分的五十五」に改め、同条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十四」に改める。  
第四十八条第一項中「百分の三十一」を「百分的三十一」に、「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。  
第四十九条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

六 特定地城中小企業対策臨時措置法第三条第一項に規定する適応措置に関する計画(同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同条第二項第四号に規定する特定組合 同法第七条第一項に規定する負担金

第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「第四十二条の六第一項」の下に「第四十二条の七第一項」を加える。

第五十二条の四中「百分の七十八」を「百分の八十」に改める。

第五十四条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「千分の三・二・五」を「千分の一・七六」に、「千分の三・四八」を「千分の一・四四」に改める。

第五十五条の四第一項の表の第一号中「昭和四十五年法律第百四十五号」を削る。

第五十五条の七第八項中「第五十五条の七第一項」を「第五十五条の八第一項」に、「第五十五条の七第三項」を「第五十五条の八第三項」に改め、同条を第五十五条の八とする。

第五十五条の六の次に次の二条を加える。

### (採石災害防止準備金)

第五十五条の七 青色申告書を提出する法人で採石法第三十二条の三第一項に規定する採石業者登録簿に登録されている者が、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同法第三十三条に規定する岩石採取場(以下この条において「岩石採取場」という。)の岩石(同法第一条に規定する岩石をいう。以下この項及び第四項において同じ。)の採取の終了後における災害の防止に要する費用(以下この項及び第三項において「採石災害防

止費用」という。)の支出に備えるため、当該岩石採取場ごとに、次の各号に掲げる金額のうち最も低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により積立金として積み立てる方法を含む。)により採石災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額(以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。)のうち当該岩石採取場における岩石の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該事業年度終了の時において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産(以下この項及び次項において「特定資産」という。)の額から、当該事業年度の直前の事業年度終了の時における当該岩石採取場に係る特定資産の額を控除した金額

三 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該岩石採取場に係る採石災害防止準備金の金額(その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除し

る。当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る特定資産の額のうちいかか低い金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

四 第一項の採石災害防止準備金を積み立てている法人が、当該採石災害防止準備金に係る岩石採取場につき採石災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石

採取場に係る採石災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

五 第一項の採石災害防止準備金を積み立てている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの届出をした日(その届出書の提出をした日が届出書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における採石災害

採取場に係る採石災害防止準備金の金額(その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該採石災害防止準備金の金額については、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

六 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合に於て準用する。

七 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の採石災害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

八 第五十六条の三第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」、「二十三万円」を「二十二万円」に改める。

九 第五十六条の四第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

十 第五十六条の五の見出しを「(プログラム等準備金)」に改め、同条第一項中「昭和五十四年四月一日から昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日」に改め、同表の第一号中「次号まで」を「この号及び第三号」に、「百分の三十五」を「百分の三十」に改め、同表の第二号を同表の第三号とし、同表の第一号の次に次の二号を加える。









いて「昭和六十一年新法」という。」この「新法」を「昭和六十一年新法」に、「新法」を「昭和六十一年新法」とする。

附則第十二条第一項中「昭和六十一年改正法による改正後の」を租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第号)による改正後の」に、「第六項」と「」を第六項、第四項から第四項まで及び第六項

と、<sup>に改め</sup> 同条第二項中「新法」を「昭和六年  
二年新法」に、「第四十二条の六まで」を「第四十  
二条の七まで」に、「及び第四十二条の六まで」を「か  
ら第四十二条の七まで」に改め、「第四十二条の  
六第二項」の下に「及び第四十二条の七第二項」  
を加える。

## (租税特別措置法の一部を改正する法律の一部 改正に伴う経過措置)

**第十六条** 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後  
後の昭和六十一年改正法」という。)附則第三条

第二項の規定は、昭和六十二年分以後の所得税について適用し、昭和六十一年分以前の所得税

2 改正後の昭和六十一年改正法附則第十二条の  
については、なお從前の例による。

規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に

(農地法施行法)一部改正  
終了した事業年度分の法人税については、かねて従前の例による。

**第十七条 農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）**の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「昭和六十二年十一月三十日」を「昭和六十七年十一月三十一日」に改

(特定産業構造改善臨時措置法の一部改正) る。

**第十九条の二**第一項、第二項及び第四項を削除する。  
**第十八条**特定産業構造改善臨時措置法（昭和十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

よつて、本案は可決されました。

審査報告書  
放送法第三十七条规定に基づき、承認を求めるの件  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和六十二年三月二十六日

參議院議長 藤田 正明殿 通信委員長 高杉 延忠

## 一、委員会の決定の理由 要領書

本件は、放送法第三十七条第一項の規定に基  
づき、日本放送協会の昭和六十二年度取扱予算、

事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これら収支予算等によれば、事業収入、事業  
支出とも三千五百十五億一千万円であつて、事

業収支は均衡を保つており、債務償還に必要な資金を補てんするため、昭和六十一年度以前か

ら使用を繰り延べてきた繰越金合計百五十八億八千万円のうち、百億五千万円を使用し、残余

の五十八億三千万円は翌年度以降に繰り延べることとしている。

また、事業計画においては、テレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送設備の整備、視聴者の

意向に応じた番組の編成、受信料の確実な収納等営業活動の強化に重点を置いている。

(外) 報 告 号

「ふる取支予算額だ」これが回復本の事業運営上成程だらうと認めた。  
なが、別紙の附帯決議を行つた。

## 附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めねばならぬ。  
1、放送の不偏不党と放送による表現の自由を確保するべくやること。  
2、放送の社会的影響の重大性を深く認識し、国民の放送に対する信頼を一層確めよとするべくやること。

1、盈余は、厳しく経営環境にかかるが、事業運営の効率化及び収信料の確実な収納等收入の確保に努め、県都部の負担増を極力抑制するべく、アーバン・リバースト・時代に於ける県都部大統領のあらかじめこと、やむ止參議院選出のり、  
1、専属放送局の運営は、難視聴区域に配慮して、や、やの普及、发展を期すやうな、専属放送局の

放送法第37条第1項の規定に基いて、承認を求める件  
計画について、国会の承認を求める。

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和62年度取支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

## 日本放送協会昭和62年度取支予算、事業計画及び資金計画

## 予算總則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和62年度取支予算の収入及び支出を別表取支予算書

のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徵收する受信料の額は、契約種別及び支払区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。  
この場合において、普通契約とは、カラー・テレビジョン放送を含まない受信の契約をいい、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。また、訪問集金とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替以外の方法による支払をいい、口座振替とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によつて行う支払をい

特質を生じた効果的な活用方策を積極的に講じる。  
1、国際化時代における国際放送の重要性は、農村金等の確保、海外中継の拡充による役割を重んじる。  
2、協会は、地域放送について、地域に密着した多様な放送サービスの展開を図るなり、その充実に努める。

## 附帯決議

2

前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域内において徴収する受信料の額は、特別措置として、次の表に掲げるとおりとする。

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
普通契約	訪問集金	680円	3,820円	7,480円
カラーアクション契約	訪問集金	1,040円	5,850円	11,440円
カラーアクション契約	口座振替	630円	3,540円	6,980円
カラーアクション契約	口座振替	990円	5,570円	10,890円

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を失くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算總則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。  
第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第8条 前期繰越金が、本予算において計上する前期繰越金受入れの金額に比し減少したときは、経営委員会の議決を経て、借入金を増額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改修に充てた経費を減額することができる。

2 前年度の決算において後期繰越金が、昭和59年度、昭和60年度及び昭和61年度予算総則第9条による繰越金の金額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改修に充てることができる。

第9条 本予算において事業収支差金を生じた場合は、経営委員会の議決を経て、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 國際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

### 昭和62年度収支予算書

(単位 千円)

(事業収支)		金額
款	項	
事業 収 入		351,516,641
	受 交 副 財 種 特	
付 次 務 収 収	信 金 収 入	334,839,602
	料 入	1,456,453
	入 入	2,592,000
	入 入	6,015,076
	入 入	523,500
事 業 支 出		351,516,641
	内 国 国契受広調給退一職手当・厚生費一般管理	95,148,304 2,954,361 36,540,939 1,188,677 1,476,780 3,961,942 119,628,320 34,943,115 9,480,398
	費 費 費 費 費 費	放 放 放 放 放 放
	送 送 送 送 送 送	納 紳 紳 紳 紳 紳
	対 対 対 対 対 対	研 研 研 研 研 研
	查 查 查 查 查 查	

事業収支差金	減財特予	価務別備支	却費	37,500,000
			出費	5,478,805
				715,000
				2,500,000
				0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、3,454億2,664万1千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、3,508億164万1千円であり、経常収支差金は、△53億7,500万円である。

(資本収支)

(単位 千円)

資本収入	前期繰越金受入れ	前減償債却資金受入れ	資産受入	放送債券償還積立資産戻入	放送債券償還積立資産戻入	送長期借入金	借入券金
							4,991,000
							60,362,000
							10,052,000
							37,500,000
							89,000
							3,010,000
							4,000,000
							0

資本収支において、前期繰越金受入れ100億5,200万円は、前年度以前から使用を繰り延べてきた繰越金合計158億7,867万6千円の一部を受け入れ、債務償還のために使用する。なお、残余の58億2,667万6千円を翌年度以降に繰り延べる。

### 昭和62年度事業計画

#### 1 計画概説

協会は、昭和62年度の事業運営に当たつては、極めて厳しい財政状況にあることを認識し、さらに収入の確保を図り、極力業務の合理的、効率的運営を徹底し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努め、公共放送としての役割を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまね

- く受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め。ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。
- (2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。
- (3) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信料の增加と受信料の確定化に努める。
- (4) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を効果的に推進する。
- (5) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。
- (6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。
- (7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。
- (8) 協会の委託により、協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う法人等に対し出資を行う。
- 2 建設計画
- 建設計画については、ニューメディアの実用化のための施設の整備に29億5,600万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に186億6,800万円、演奏所の整備に1億5,000万円、放送番組設備の整備に240億9,700万円、研究設備の整備等に61億3,400万円、総額470億円をもって施行する。
- (1) 新放送施設整備計画
- 新放送衛星については、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進めることに要する経費は、29億5,600万円である。
- (2) テレビジョン放送網整備計画
- 外國電波混信及び大規模な老朽造成による難視等に対し、補完的に、3地区にテレビジョン局を建設するほか、1地区の建設に着手する。
- また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行はるほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。
- (3) ラジオ放送網整備計画
- 中波放送局については、4局の建設を行はるほか、2局の建設に着手する。FM放送局については、2局を建設する。
- また、国際放送の受信改善に必要な設備のための負担を引き続き行はるほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。
- これらに要する経費は、77億7,900万円である。

- (4) 演奏所整備計画
- 老朽、狭隘な大阪放送会館及び名古屋放送会館の整備を継続して行う。これらに要する経費は、1億5,000万円である。
- (5) 放送番組設備整備計画
- 非常災害時における報道機能の確保などを図るために、引き続き放送センターの老朽したニュース閲察施設の改修整備を取り進めるとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行はるほか、老朽の著しい番組送出用機器の更新整備等を行う。
- (6) 研究設備、一般施設整備計画
- 新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。これらに要する経費は、240億9,700万円である。
- (7) 建設管理
- 建設計画の実行に共通して要する経費は、35億1,600万円である。
- 3 事業運営計画
- (1) 国内放送
- ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、ニュース、報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送、文字多重放送については、番組の充実を行う。教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育、教養番組を中心にして編成し、番組の刷新を図る。
- ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、生活情報波としての役割を一層強化する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、一般向け教育、教養番組を刷新し、聴取者の聴取様態に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて番組の刷新を図る。
- 地域放送については、総合放送において、1日2時間、第1放送において、1日2時間30分、FM放送において、1日1時間50分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、地域サービスの向上を図る。
- 衛星放送については、地上波によるテレビジョン放送番組及び放送衛星の特性を生かした魅力ある番組を効果的に編成し、衛星放送の普及に資する。
- 放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育、社会教育への利用の促進を図る。
- これらの番組関係に要する経費の総額は、648億3,242万3千円である。すなわち、番組制作に592億189万1千円、番組の編成企画その他に56億3,033万2千円である。
- イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対応し、効率的な保守運用を図る。
- これに要する経費は、221億8,417万9千円である。
- ウ 通信施設関係については、前年度80億3,000万9千円に対し、1億70万3千円の増額となり、総額81億3,170万2千円である。

## (外取) 番 叫

以上により、国内放送費総額は、前年度 922 億 4,819 万 2 千円に対し、29 億 11 万 2 千円の増額となり、総額 951 億 4,830 万 4 千円である。

(2) 国際放送  
国際放送については、1 日 40 時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、国内の新送信設備による放送を全面的に開始するほか、海外中継を拡充し、受信の改善に努める。

このため、前年度 25 億 3,875 万円に対し、4 億 1,561 万 1 千円の増額となり、総額 29 億 5,436 万 1 千円である。

(3) 契約収納  
受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、営業活動の活性化と事業の効率化を推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、前年度 360 億 7,681 万 6 千円に対し、4 億 6,412 万 3 千円の増額となり、総額 365 億 4,093 万 9 千円である。

(4) 受信対策  
受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変容に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送など新しい放送の普及に努めることとするが、一層効率的に業務を実施することにより、前年度 12 億 1,251 万 7 千円に対し、2,890 万円の減額となり、総額 11 億 8,367 万 7 千円である。

(5) 広報  
公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、協会の事業に対する理解促進を図るために広報活動、視聴者の意向の把握と反映及び放送番組を軸とした視聴者サービスなどについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を推進することとするが、効果的、効率的な活動を行うことにより、前年度 15 億 2,935 万 8 千円に対し、5,257 万 8 千円の減額となり、総額 14 億 7,678 万円である。

(6) 調査研究  
調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るために、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度 38 億 4,209 万 1 千円に対し、1 億 1,985 万 1 千円の増額となり、総額 39 億 6,194 万 2 千円である。

(7) 給与  
給与については、適正な水準の維持を図る。  
これに要する経費は、総額 1,196 億 2,832 万円である。

(8) 退職手当及び福利厚生  
退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度 358 億 4,298 万円に対し、11 億 13 万 5 千円の増額となり、総額 349 億 4,311 万 5 千円である。

## (9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることとするが、施設関係保険料の増加等により、前年度 93 億 2,591 万 8 千円に対し、1 億 5,448 万円の増額となり、総額 94 億 8,039 万 8 千円である。

(10) 減価償却費、財務費及び予備費  
減価償却費 375 億円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費 54 億 7,880 万 5 千円及び予備費 25 億円を計上する。

(11) 特別収入及び特別支出  
特別収入は、鳩ヶ谷ラジオ放送所跡地の売却益 67 億 6,762 万 4 千円、その他の固定資産売却益等 3 億 2,287 万 6 千円、総額 60 億 9,000 万円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等 7 億 1,500 万円を計上する。

## 4 受信契約件数

## (1) 普通契約

## ア 有料契約見込件数

区 分	昭和 62 年度	昭和 61 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	1,776,000	1,826,000	△ 50,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	350,000	350,000	0
年 度 内 解 約 件 数	400,000	400,000	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 50,000	△ 50,000	0

## イ 受信料免除見込件数

区 分	昭 和 62 年 度	昭 和 61 年 度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	216,000	229,000	△ 13,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	6,000	6,000	0
年 度 内 解 約 件 数	19,000	19,000	0
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△ 13,000	△ 13,000	0

(2) カラー契約  
ア 有料契約見込件数

区 分	昭 和 62 年 度	昭 和 61 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	29,281,000	28,801,000	480,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	2,140,000	2,140,000	0
年 度 内 解 約 件 数	1,660,000	1,660,000	0
年 度 内 增 加 契 約 件 数	480,000	480,000	0

## (イ) 受信料免除見込件数

区	分	昭和62年度	昭和61年度	増減
年度初頭免除件数		676,000	653,000	23,000
年度内新規免除件数		50,000	50,000	0
年度内解約件数		27,000	27,000	0
年度内增加免除件数		23,000	23,000	0

## (参考1)

## 有料契約見込総数

区	分	普通契約	カラーキャンペーン	契約総数
年度初頭契約件数		1,776,000	29,281,000	31,057,000
年度内増加契約件数	△	50,000	480,000	430,000
年度末契約件数		1,726,000	29,761,000	31,487,000

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	普通契約	カラーキャンペーン	契約総数
年度初頭契約件数		16,000	224,000	240,000
年度内増加契約件数	△	1,000	6,000	5,000
年度末契約件数		15,000	230,000	245,000

## (参考2)

## 支払区分別受信契約件数

## (1) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		907,000	869,000	1,776,000
年度内増加契約件数	△	50,000	0	50,000
年度末契約件数		857,000	869,000	1,726,000

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		15,000	1,000	16,000
年度内増加契約件数	△	1,000	0	1,000
年度末契約件数		14,000	1,000	15,000

## (参考3)

## 昭和62年度資金計画

## 1 資金計画の概要

昭和62年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額3,883億9,815万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額3,885億7,542万8千円をもつて実行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算3,348億3,960万2千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額3,321億6,088万6千円を予定する。  
放送債券については、40億円発行による入金額39億3,000万円、長期借入金については、49億9,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入61億8,400万円、放送債券償還積立資産の戻入額30億1,000万円、国際放送関係等交付金収入14億5,646万3千円、有価証券の売却240億円、受取利息その他の入金126億6,580万2千円を見込む。  
以上により入金額は、総額3,883億9,815万円である。

3

事業経費 3,053 億 2,283 万 6 千円、建設経費 470 棚円、放送債券の償還 30 億 1,000 万円、長期借入金の返還 45 億 5,200 万円、出資 3 億円、放送債券償還積立資産への繰入れ 55 億円、有価証券の購入 150 億円、支払利息その他の出金 78 億 9,059 万 2 千円を合わせて出金額は、総額 3,885 億 7,542

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下記のとおりである。

卷之三

日本放送協会昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見  
日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適  
当なものと認める。  
なお、昭和62年度収支予算は、事業収支において収入不足は生じないが、債務償還に必要な資金の  
不足額101億円を、繰越金159億円の中から補てんすることにより、収支の均衡を保っているものであ  
り、協会の財政は一段と厳しい状況に置かれている。  
協会は、この厳しい現状を深く認識し、極力長期にわたり受信者の負担増を免さないため、経営の  
長期的見地からつて、経営効率化のための具体的方策について、重々検討を進めるとともに、事業計

日本放送協会昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する猶政大臣の意見、放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

郵政大臣

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件

## 附帯決議

三項中「十五年」を「二十年」に改める。

○議長（藤田正明君） 総員起立と認めます。  
よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長（藤田正明君） この際、日程に追加して、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題とする」とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田正明君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長矢野俊比古君。

審査報告書

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一  
部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年三月二十七日

沖縄及び北方問題に  
関する特別委員長 矢野俊比古

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に適用する特例措置の適用期限を原則として五年延長するとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例等の措置の規定を削除しようとするものであつて、妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、特に費用を要しない。

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県の特性にかんがみて次の諸点に配慮し、適切な施策を講すべきである。

一、沖縄県の経済社会の実態に配意し、第一次産業をはじめ各種産業の振興、高失業率の解消と雇用の安定、自由貿易地域の設置、社会資本の充実等に努め、県民生活の一層の向上を図ること。

二、食糧管理法の特例の廢止に当たつては、米穀流通過程の混乱を来さぬよう十分に配慮すること。

三、米軍施設・区域については、日米両国において返還合意のあつたものについてその早期返還に努めるとともに、返還跡地の有効利用を図ること。

右決議する。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一  
部を改正する法律案

右は内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年三月二十五日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に適用する特例措置の適用期限を原則として五年延長するとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例等の措置の規定を削除しようとするものであつて、妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、特に費用を要しない。

まで、同様とする。

5 前項の規定により米穀の集荷の業務を行うことができる場合には、その者を法第八条ノ二第三項の集荷業者とみなして、法第三条第一項の規定を適用する。

6 食糧管理法関係改正規定の施行の際に沖縄県の区域内において米穀の卸売の業務又は小売の業務を行つている者は、食糧管理法関係改正規定の施行の日から六月間は、法第八条ノ三第一項の許可を受けないで、沖縄県の区域内に限り、その業務を行なうことができる。これらの者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

7 食糧管理法関係改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行により沖縄県の区域について適用されることとなる食糧管理法（昭和十七年法律第四十号。以下「法」という。）第三条の規定は、昭和六十三年産の沖縄産米穀から適用し、昭和六十二年産の沖縄産米穀については、なお従前の例による。

3 この法律の施行により沖縄県の区域について適用されることとなる法第四条ノ二の規定は、昭和六十三年産の沖縄産米穀から適用し、昭和六十二年産の沖縄産米穀については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に定める規定（以下「食糧管理法関係改正規定」という。）の施行の際現に沖縄県の区域において米穀の集荷の業務をいう。次項において同じ。）を行つてゐる者は、食糧管理法関係改正規定の施行の日から六月間は、法第八条ノ二第一項の指定を受けないで、沖縄県の区域内に限り、その業務を行うことができる。

5 前項の規定により米穀の集荷の業務を行うもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち、内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限を原則として五年延長すること。

第二に、本土と同様に食糧管理法を適用するため、同法に関する特例等の措置の規定を削除するた

め、同法に関する特例等の措置の規定を削除する



げる交付金の交付があつたときは、当該交付金の算定の基礎となつた猶予対象利子に係る対象融資の融資残高に係る利子補給金のうち附則第五項の規定により当該年度において支給されることとなる部分の金額の支給があつたものとみなす。この場合には、第八条の規定は適用しない。

前項の場合には、支払猶予を受けた会社は、附則第七項の規定により当該年度に支払期日の到来する当該猶予対象利子の額の五分の一に相当する金額を、日本開発銀行に支払うことを要しない。この場合において、第九条第一項中「日本開発銀行及び一般金融機関が前条の規定により利子額から差し引いた金額」とあるのは、「日本開発銀行及び一般金融機関が前条の規定により利子額から差し引いた金額並びに附則第十項の規定により支払うことを要しないものとされた金額」とする。

#### 附 則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

#### 審査報告書

特定船船製造業経営安定臨時措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年三月二十七日

運輸委員長 中野 明

参議院議長 藤田 正明殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は、最近における特定船船製造業をめぐる経済的事情の著しい変化にかんがみ、計画的な設備の処理及び生産又は経営の規模の適正化を促進することにより特定船船製造業における経済的・社会的・技術的問題を解決するため、本院においてこれを可決した。

特定船船製造業経営安定臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

る経営の安定を図るために、基本指針の策定及び特定期船製造事業者が作成する実施計画の認定等について定めるとともに、計画的な設備の処理のために必要な資金等の借入れに係る特定船舶製造業安定事業協会による債務の保証等について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法施行のため、昭和六十二年度一般会計予算に三億二千四百万円が計上されている。

#### 附 帯 決 議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、当面の新造船需要の著しい減少にかんがみ、官公庁船の代替建造の促進、経済協力の推進による船舶の建造促進、船舶解撤の促進等による需要創出対策を強力に推進すること。

二、特定船船製造事業者が実施計画を作成するに際しては、事業者の自主的な努力と判断を前提として弾力性をもつて対処するとともに、申請に際しては、当該事業者において関係労働組合の意見を十分聴取し、その意見書を添付するよう指導すること。

三、特定船船製造業の経営安定の推進及び基本指針の策定に當たつては、失業の予防等雇用の安定及び離職者対策に万全を期するとともに、関係地方公共団体と緊密な連携を図りつつ、地域経済の振興及び雇用の創出に努めること。

四、基本指針の策定に際しては、政令で定める審議会において関係労働組合の意見を聞くよう努めること。

五、基本指針の策定に際しては、政令で定める審議会において関係労働組合の意見を聞くよう努めること。

六、基本指針の策定に際しては、政令で定める審議会において関係労働組合の意見を聞くよう努めること。

七、基本指針においては、次に掲げる事項を定めること。

八、基本指針においては、次に掲げる事項を定めること。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和六十二年三月二十五日  
衆議院議長 原 健三郎  
参議院議長 藤田 正明殿  
（目的）  
特定船船製造業経営安定臨時措置法案  
第一条 この法律は、最近における特定船船製造業をめぐる内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船船製造業について、計画的な設備の処理及び生産又は経営の規模の適正化を促進するため、基本指針を策定し、特定船船製造事業者がこれに従つて行う設備の処理、事業提携等について特定船船製造業安定事業協会（以下「協会」という。）による債務の保証その他の措置を講ずることにより、協会が基本指針に定めたところに従つて行う設備及び土地の買収等の措置と相まって、特定船船製造業における経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資するとともに、国際経済の発展に寄与することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「特定船船製造業」とは、特定船船製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第三百三号。以下「協会法」という。）第二条第一項に規定する特定船船製造業をいう。  
第三条 この法律において「特定船船製造業者」とは、協会法第二条第二項に規定する特定船船製造事業者をいう。  
(基本指針)  
第四条 第二項第四号に掲げる事項は、特定船船製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第三百三号。以下「協会法」という。）第二条第一項に規定する特定船船製造業をいう。  
第五条 運輸大臣は、第一項の規定により基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
第六条 運輸大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、第二項第四号に掲げる事項（運輸大臣のみの所管する事業以外の事業に係る措置に係る部分に限る。）に關し、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
第七条 運輸大臣は、第一項の規定により基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

二、設備（特定船船製造業の用に供する造船台又はドックをいう。以下同じ。）の処理（廃棄又は譲渡（譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る。）をいう。以下同じ。）の目標量、処理すべき期間その他設備の処理に関する事項  
注、設計、購入、生産若しくは研究の共同化、生産の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受その他これらに準ずる行為（以下「事業提携」と総称する。）の方式及び実施方法その他事業提携に關する事項  
四、設備の処理又は事業提携に併せて行う生産施設の改善、事業の転換その他の措置に関する事項  
五、協会による設備及び土地の買収並びに債務の保証、事業の転換その他の措置に関する事項  
六、基本指針は、国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展並びに労働者の雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定について、十分な考慮が払われたものでなければならぬ。  
七、運輸大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、第二項第四号に掲げる事項（運輸大臣のみの所管する事業以外の事業に係る措置に係る部分に限る。）に關し、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
八、運輸大臣は、第一項の規定により基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
九、運輸大臣は、特定船船製造業に係る経済的事情の変化のため必要があると認めるときは、第一項の政令で定める審議会の意見を聽いて、基本指針を変更しなければならない。  
十、第四項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。  
(特定船船製造事業者の努力)  
第十四条 特定船船製造事業者は、前条第五項（同

条第七項において準用する場合を含む。)の規定により基本指針(同条第六条の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)が公表されたときは、その基本指針に定めるところに従つて、設備の処理、事業提携その他他の経営の安定のために必要な措置(以下「経営安定化措置」という。)を実施するよう努めなければならない。

(実施計画の認定)

第五条 二以上の特定船舶製造事業者であつて共同で設備の処理を実施し、かつ、事業提携を実施しようとするもの又は一の特定船舶製造事業者であつてその設備の全部について処理を実施しようとするものは、基本指針に定めるところに従つて、経営安定化措置の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを運輸大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、共同で設備の処理を実施し、かつ、事業提携を実施しようとする者は、共同で実施計画を作成し、運輸大臣に提出するものとする。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営安定化措置の実施により達成しようとする目標

二 処理する設備並びに処理の時期及び方法

三 事業提携の方式並びに実施の時期及び方法

四 設備の処理又は事業提携に併せて行う生産施設の改善、事業の転換その他の措置の内容及び実施の時期

五 経営安定化措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 その他運輸省令で定める事項

3 運輸大臣は、前条第一項の認定をした実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」といいう。)が同条第三項各号に適合するものでなくつたと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

(公正取引委員会との関係)

第七条 運輸大臣は、第五条第一項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)の申請を受理した場合において、必要があると認めるときは、その申請書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により申請書の写しを損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

のであること。

二 当該特定船舶製造事業者と他の特定船舶製造事業者との間の適正な競争が確保されること等により、特定船舶製造業における経営の安定が図られるものであること。

三 関連事業者の利益を不适当に害するおそれがあるものないこと。

四 当該特定船舶製造事業者の従業員の地位を不适当に害するものないこと。

五 当該実施計画が確実に実施される見込みがあること。

4 運輸大臣は、第二項第四号に規定する措置を含む実施計画について第一項の認定をしようとするときは、当該措置に関する事項に關し、当該特定船舶製造事業者が当該実施計画に従つて行おうとする当該措置に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

(実施計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認定を受けるなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。

3 運輸大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」といいう。)が同条第三項各号に適合するものでなくつたと認めるときは、当該認定計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

4 公正取引委員会は、前項の規定により意見を述べた実施計画であつて運輸大臣が第五条第一項の認定をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該認定後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を運輸大臣に通知するものとする。

5 運輸大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該認定後の経済的事情の変化に即して第二項に規定する事項について意見を述べることができる。

6 運輸大臣は、第四項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る認定計画が前条第三項に規定する場合に該当することとなるときは、当該認定計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

2 協会は、前項第一号に規定する債務の保証及びこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、協会法第五条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と協会が負担する保証債務の弁済に充てるなどを条件として政府以外の者から出えんされた金額(次項において「出えん金」という。)の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

3 協会は、前項の規定にかかるわらず、同項の信用基金(出えん金に係る部分を除く。)の運用によって生じた利子の全部又は一部を協会法第十九条第一項に規定する業務に要する経費の一部に充てることができること。

2 認定事業者が認定計画に定めるところに従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(報告の徵収)

第九条 運輸大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(協会の行う設備及び土地の買収業務)

第十条 協会は、基本指針に定めるところに従い、協会法第二十九条第一項第一号に掲げる業務を行ふものとする。

(協会の行う債務保証業務等)

第十二条 協会は、協会法第二十九条第一項に規定する業務のほか、計画的な設備の処理を促進することにより特定船舶製造業における経営の安定を図るため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る設備の処理のために必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに認定計画に係る事業の転換のための資金の借り入れに係る債務の保証

二 前号の業務に附帯する業務

4 第二項の信用基金は、運輸省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損



不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十三年三月三十日までに行われたときには、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の四に次の二項を加える。

18 道府県は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第一号)第六条第三項に規定する認定事業者が同法第六条第三項に規定する認定計画に定めるところに従つて當業の譲渡(当該譲渡に係る同法第五条第一項の認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下本項において単に「認定」という。)が同法の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間にされたものに限る。)をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る。)を取得し、かつ、当該不動産の取扱いの日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該認定計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対する課する不動産取得税については、

当該取得が認定の日から一年以内に行われたとき限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徵収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徵収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十一第一項中、「土地の取得」とあるのは「附則第十一条の四第十七項に規定する不動産(以下第七十三条の二十七までにおいて「不動産」という。)の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一

項第一号の規定の適用を受ける土地の取得があつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十七項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十七項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第一号又は第二項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十七項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第三十一条の三第三項中「昭和五十三年法律第二百三号」を削り、「特別土地保有税」の下に「又は当該土地の取得で特定船舶製造業経営安定臨時措置法の施行の日から昭和六十三年三月二十日までにされたものに対して課する特別土地保有税」を加える。

(印紙税法の一部改正)  
第七条 印紙税法(昭和四十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。  
別表第三日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十二条第一項第一号(業務)の業務に関する文書の項の前に次のように加える。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえつて港湾整備事業及び空港整備事業の一層の推進を図るために、国と補助金等に関する臨時特例等の措置を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行に伴う昭和六十二年度の港湾整備特別会計及び空港整備特別会計の歳出節減額は、昭和六十一年度の補助率等を基準とした場合、約五十二億円と見込まれている。

(運輸省設置法の一部改正)  
第八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七条)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第四十四号の次に次の二項を加える。

19 特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第一号)(協会の行う債務保証業務等)の業務に関する文書

四十四の二 特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第一号)の施行  
置法(昭和六十二年法律第一号)の施行に關すること。  
第四条第一項中第十六号の四の二を第十六号の四の三とし、第十六号の四の次に次の二項を加える。  
十六の四の二 特定船舶製造業経営安定臨時措置法の規定に基づき、基本指針を定め、及び実施計画を認定すること。  
第四条第一項中第三十四号の三を第三十四号の二とする。

審査報告書

港湾法の一部を改正する等の法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年三月二十七日

参議院議長 藤田 正明殿  
運輸委員長 中野 明  
参議院議長 藤田 正明殿  
運輸委員長 中野 明

要領書

本法律案は、最近における社会経済情勢の推

移にかんがみ、財政の状況を踏まえつて港湾整

備事業及び空港整備事業の一層の推進を図るた

め、国と補助金等に関する臨時特例等の措置を

定めようとするものであつて、おおむね妥当な

措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

港湾法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年三月二十五日

参議院議長 藤田 正明殿  
衆議院議長 原 健三郎

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

配慮すべきである。

一 今後予想される社会経済情勢の変化に的確に

対応するため、港湾及び空港整備事業に係る長

期計画の着実な進捗に必要な予算の確保を図る

こと等により、社会資本の整備・充実に努め、

国土の均衡ある発展の一層の促進を図ること。

二 現下の緊急課題である円高不況・雇用不安の

打開のため、公共事業費の確保を図ること等

により、内需拡大、地域経済の振興と住民福祉向

上に特段の措置を講ずること。

三 国庫補助負担率の削減は、再三の確認にもか

かわらず毎年度拡大されており、政府に対する

地方の不信を醸成するおそれがあることにかん

がみ、国庫負担金及び補助金については、国・

地方公共団体の行政責任を明確にし、一般財源

化する場合は、適切にして十分な財源の措置を

講ずること。

四 國庫補助負担率削減による地方公共団体の財

政支出増については、地方財政の現状を勘案

し、臨時財政特例債、調整債の元利償還につい

て国の責任において措置すること。

五 今回の本法律案の審議・取扱いについては暫定

予算執行のための特別の措置であることにかん

がみ、暫定予算執行に当たつては地方公共団体

の予算執行と財政運営に支障を与えることのな

いよう、特段の配慮を払うこと。

いよう、特段の配慮を払うこと。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年三月二十五日

参議院議長 藤田 正明殿  
衆議院議長 原 健三郎

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

配慮すべきである。

一 今後予想される社会経済情勢の変化に的確に

対応するため、港湾及び空港整備事業に係る長

期計画の着実な進捗に必要な予算の確保を図る

こと等により、社会資本の整備・充実に努め、

国土の均衡ある発展の一層の促進を図ること。

二 現下の緊急課題である円高不況・雇用不安の

打開のため、公共事業費の確保を図ること等

により、内需拡大、地域経済の振興と住民福祉向

上に特段の措置を講ずること。

三 国庫補助負担率の削減は、再三の確認にもか

かわらず毎年度拡大されており、政府に対する

地方の不信を醸成するおそれがあることにかん

がみ、国庫負担金及び補助金については、国・

地方公共団体の行政責任を明確にし、一般財源

化する場合は、適切にして十分な財源の措置を

講ずること。

四 國庫補助負担率削減による地方公共団体の財

政支出増については、地方財政の現状を勘案

し、臨時財政特例債、調整債の元利償還につい

て国の責任において措置すること。

五 今回の本法律案の審議・取扱いについては暫定

予算執行のための特別の措置であることにかん

がみ、暫定予算執行に当たつては地方公共団体

の予算執行と財政運営に支障を与えることのな

いよう、特段の配慮を払うこと。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年三月二十五日

参議院議長 藤田 正明殿  
衆議院議長 原 健三郎

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

配慮すべきである。



定めるとともに、計画的な設備の処理のために必要な資金等の借り入れに係る特定船舶製造業安定事業協会による債務保証等の規定を整備しようとするものであります。

次に、港湾法の一部を改正する等の法律案は、最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえつつ港湾整備事業及び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾法外三法律に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十二年度及び昭和六十三年度において臨時に引き下げ等の特例措置、並びに、この措置の対象となる地方公共団体に対し、財政金融上の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して質疑を行いましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論もなく、順次採決の結果、三法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各法律案に対し、それぞれ田淵哲也委員、安恒理事、矢原理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、民社党・国民連合の四会派共同提案に係る附帯決議案が提出され、多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、両案は可決されました。

次に、港湾法の一部を改正する等の法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十二年度労働保険特別会計予算の雇用勘定に約九千二億六千二百万円が計上されている。

備を図ること。

五、公共事業への離職者の収支に努めること。六、地域雇用対策と業種雇用対策は、密接不可分であることにかんがみ、本法の施行状況を踏まえ、業種雇用対策の充実・強化の検討を進めること。

#### 附帯決議

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、地域雇用開発等促進法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木滿君。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木満君。

七、各種助成金等については、その有効活用が図られるよう努めること。

八、本法の実効ある運営を確保するため、定期増額を含め行政体制の充実・強化を図ること。

九、法施行後一定期間を経た時点で、制度の実施の事項について特段の配慮をすべきである。

一、深刻な地域の雇用動向を迅速的確に把握し、国と地方とが一体となつて本法の適切、かつ、機動的な運用を図ること。特に、地域指定については、関係諸施策との連携に十分留意しつつ、関係地方公共団体等の意見も十分尊重して弾力的に行うこと。また、各指定地域の対策についても、労使関係者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。

二、地域における雇用の安定を図るために、地域経済の活性化に努めるとともに、中小、下請企業労働者対策が重要であることにかんがみ、各種援護措置が適切に活用されるよう努めること。

また、急激な経済情勢の変化の影響をうけているいわゆる企業城下町等における企業の雇用問題についても、十分配慮すること。

三、現下の厳しい雇用失業情勢に対応した雇用対策の基本方針の確立に努めること。また、本法の効果的な運用を図るとともに、中高年齢者の雇用対策、パートタイマー、派遣労働者の雇用安定対策、職業紹介機能の充実等雇用対策全般にわたる一層の強化を図ること。なお、各地域における雇用開発に係る情報の普及に努めること。

四、円滑な職業転換を図るために、地域における職業能力の開発が重要であることにかんがみ、ものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に居住する労働者等に関し、地域雇用開発のための措置又は失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もってこれらの者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

## 一 地域雇用開発 求職者数に比し雇用機会が不足している地域についてこの法律に定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

二 雇用開発促進地域 求職者が多数居住し、かつ、求職者数に比し相当程度に雇用機会が不足している地域であつて、当該地域内に居住する求職者等に關し第三章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

三 特定雇用開発促進地域 雇用開発促進地域のうち、その地域内に所在する相当数の事業所に關し産業構造又は国際経済環境の他の経済上の理由(漁業をめぐる国際環境の変化を含む。)により事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が著しく悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められるものほか、第四章に定める地域雇用開発のための特別の措置及び失業の予防、再就職の促進等の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

十 雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇用されている労働者等に關し、第三章に定めるもののほか、第四章に定める地域雇用開発のための特別の措置及び失業の予防、再就職の促進等の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

## 四 緊急雇用安定地域 その地域内に所在する相当数の事業所に關し需要構造、国際経済環境その他の経済的事情の著しい変化(漁業をめぐる国際環境の急激な変化を含む。)により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が急速に悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められる地域(特定雇用開発促進地域に該当する地域を除く。)であつて、緊急に、当該地域内に所在する事業所に雇用されている労働者等に関し、

第五章に定める失業の予防、再就職の促進等のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

## 五 履用開発促進地域事業主 履用開発促進地域内に所在する事業所の事業主をいう。

六 特定雇用開発促進地域事業主 特定雇用開発促進地域内に所在する事業所の事業主をいう。

## 七 緊急雇用安定地域事業主 緊急雇用安定地域内に所在する事業所の事業主をいう。

## 八 履用開発促進地域求職者 履用開発促進地域内に居住する求職者をいう。

## 九 特定雇用開発促進地域離職者 次に掲げる離職者(自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く。)であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(労働省令で定める者を除く。)を除く。をいう。

## イ 特定雇用開発促進地域内に居住する離職者

ロ イに掲げる離職者以外の離職者で、特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇用されていたもの

ハ 緊急雇用安定地域離職者 緊急雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されていた離職者(自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く。)をいう。

て解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く。)であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(労働省令で定める者を除く。)をいう。

第三章又は第五章に定める措置を講すべき期間を付してするものとする。

2 第一項第二号又は第四号の規定による指定をした場合において、前項の規定により付した期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

3 第一項第二号又は第四号の規定による指定をした場合における当該指定に係る特定雇用開発促進地域について第四章に定める措置を講すべき期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

4 第一項第三号の規定による指定をしている場合における当該指定に係る特定雇用開発促進地域について第四章に定める措置を講すべき期間を延長する必要があると認められるときは、当該特定雇用開発促進地域をその地域の全部又は一部とする雇用開発促進地域について第二項の規定により付される期間(前項の規定により当該指定以後にその期間が延長されたときは、当該延長された期間)の満了する日までの期間とする。

5 緊急雇用安定地域に該当する地域について第一項第三号の規定による指定をしたときは、当該地域に係る同項第四号の規定による指定は、その都合によって退職した者を除く。)であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(労働省令で定める者を除く。)を除く。をいう。

6 労働大臣は、第一項第二号から第四号までの政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県の知事の意見を聽かなければならない。

7 労働大臣は、第一項第三号又は第四号の政令は第五章に定める措置と別に講ぜられる産業構造の転換又は中小企業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置との総合的かつ効果的な実施に資するように配慮するものとす

(関係者の責務)

第三条 国は、雇用開発促進地域における求職者の発生の状況、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に所在する事業所に關し行われる事業規模の縮小等の雇用に及ぼす影響その他の地域における雇用の動向に的確に対処するため、これらの地域内に居住する求職者、これら地域内に所在する事業所に雇用されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施策及び失業の予防、再就職の促進等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

第四条 地方公共団体は、前条の国の施策と相まって、雇用開発促進地域における地域雇用開発の促進に必要な施策並びに特定雇用開発促進地域離職者及び緊急雇用安定地域離職者の再就職の促進に必要な施策を推進するよう努めなければならない。

第五条 特定雇用開発促進地域事業主又は緊急雇用安定地域事業主は、特定雇用開発促進地域又は緊急雇用安定地域内に所在する事業所に關し事業規模の縮小等を行おうとするときは、その雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条 労働大臣は、特定雇用開発促進地域に係る事業主団体又は緊急雇用安定地域事業主及び当該緊急雇用安定地域に係る事業主団体は、当該特定雇用開発促進地域事業主又は当該緊急雇用安定地域事業主の雇用する労働者の雇用の安定に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発指針

第一条 地域雇用開発指針及び地域雇用開発指針の策定又は改正の立案に當たつては、第四章又は第六条 労働大臣は、雇用開発促進地域における地域雇用開発の促進に関する指針(以下「地域雇用開発指針」という。)を策定するものとする。

2 地域雇用開発指針においては、国の雇用開発促進地域における地域雇用開発の促進に関する方針その他の次条第一項の地域雇用開発計画とする。

3 労働大臣は、地域雇用開発指針を策定しようとするときは、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 労働大臣は、地域雇用開発指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地域雇用開発指針の変更について準用する。

(地域雇用開発計画)

第七条 都道府県は、その区域内の雇用開発促進地域ごとに、地域雇用開発の促進に関する計画(以下「地域雇用開発計画」という。)を策定することができる。

2 地域雇用開発計画においては、当該雇用開発促進地域について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

二 地域雇用開発の目標に関する事項

三 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 地域雇用開発計画は、職種、技能の程度その他該雇用開発促進地域における労働力の質的側面を十分考慮するほか、地域雇用開発指針に即するものでなければならない。

4 都道府県知事は、地域雇用開発計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、当該雇用開発促進地域内の地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

5 都道府県は、地域雇用開発計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、地域雇用開発計画の変更について準用する。

第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置

第八条 政府は、地域雇用開発計画で定める当該雇用開発促進地域における地域雇用開発を促進するため、当該雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して雇用開発促進地域求職者を雇い入れる事業主に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用改善事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、雇用開発促進地域内に事業所を有する法人で、労働省令で定める基準に照らして当該事業所の行う事業が当該雇用開発促進地域の地域雇用開発に特に資すると認められるものについて、特別の措置を講ずるものとする。

(雇用促進事業団の行う施設の設置に関する特別の配慮)

第九条 雇用促進事業団は、雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇用されている労働者に関する、効果的な職業訓練の実施の促進及び職業生活上の環境の整備改善を図ることによつて、地域雇用開発計画で定める当該雇用開発促進地域における地域雇用開発に資するため、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条第一項第一号の事業主その他のものに行う職業訓練の援助を実施するための施設で労働大臣が定めるもの及び同項第五号の福祉施設を設置するに当たつては、当該雇用開発促進地域について、特別の配慮をするものとする。

(雇用促進事業団の行う職業訓練施設に係る資金の貸付け)

第十一条 国及び雇用促進事業団は、雇用開発促進地域求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置

第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置

第八条 政府は、地域雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための助成及び援助(職業紹介等の実施)

第九条 公共職業安定所は、雇用開発促進地域求職者その他これに準ずる求職者の速やかな就職を容易にするため、雇用情報の提供、求人の開拓、職業指導及び就職のあつせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 特定雇用開発促進地域に係る地域雇用開発及び失業の予防、再就職の促進等のための措置

第十一条 公共職業安定所は、雇用開発促進地域求職者その他の事業所において事業規模の縮小等に伴い、当該事業所において相当数の離職者が発生することが見込まれるものに限る。を行おうとする特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に対しても、当該事業所に雇用されている労働者に向けた、再就職の援助その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができる。

第十二条 政府は、特定雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画で定める地域雇用開発を促進するため、当該特定雇用開発促進地域に係る第八条第一項の助成及び援助に関しては、当該特定雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して特定雇用開発促進地域離職者を雇い入れる事業主について、特別の措置を講ずるものとする。

(雇用促進事業団の行う職業訓練施設に係る資金の貸付け)

第十三条 雇用促進事業団は、特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇用されている労働者に対する職業訓練を実施するための職業訓練施設を設置し、又は整備する事業主に対して、雇用促進事業団法第十九条第三項に規定する業務として、必要な資金の貸付けを行うものとする。

この場合において、その貸付けの条件については、特別の配慮をするものとする。

(失業の予防等のための助成及び援助)

第十四条 政府は、特定雇用開発促進地域内に所在する事業所で事業規模の縮小等を余儀なくされたものに雇用されている労働者又は特定雇用開発促進地域離職者に關し、失業の予防、雇用

第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置

第八条 政府は、地域雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための助成及び援助(雇用の安定のための要請)

第九条 労働大臣は、特定雇用開発促進地域における雇用に関する状況の一層の悪化を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に対しても、当該事業所に雇用されている労働者に向けた、再就職の援助その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができる。

第十六条 国及び雇用促進事業団は、特定雇用開発促進地域離職者の円滑な再就職を容易にするため、第十条に定める措置のほか、特定雇用開発促進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関及び関係事業主団体等との連携の下に行う必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について、特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行ふよう努めるものとする。

(特定雇用開発促進地域離職者に係る延長給付)

第十七条 特定雇用開発促進地域離職者であつて、雇用保険法第十五条规定する受給資格者(同法第二十二条第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)に於いて同じ。)であるものに対する同法第二十三条において同様の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める基準」とあるのは「地域

**第十八条** 特定雇用開発促進地域離職者であつて、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ三第一項の規定に該当する者(同法第三十三条ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者)に限る。第二十一条において同じ。)であるものに対する同法第三十三条ノ十二ノ二の規定の適用については、同条第一項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「地域雇用開発等促進法第十八条ニ規定スル者ノ再就職ノ状況等ヲ考慮シ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同項及び同条第二項中「政令ヲ以テ定ムル日数」とあるのは「政令ヲ以テ定ムル日数ニ三十日ヲ加ヘタル日数」とする。

(公共事業への就労促進)

**第十九条** 労働大臣は、特定雇用開発促進地域において計画実施される公共事業(国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国から出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得てゐる法人であつて、政令で定めるものに限る。)(次項において「国等」という。)自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下この条において同じ。)について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの特定雇用開発促進地域離職者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

ものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において「公共事業の事業主体等」という。」は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定雇用開発促進地域離職者を雇い入れていなければならぬ。

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の特定雇用開発促進地域離職者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前項に定めるものほか、吸収率の定められている公共事業への特定雇用開発促進地域離職者の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二十条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二条の規定は、特定雇用開発促進地域である地域については、適用しない。

2 特定雇用開発促進地域が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第二条第四項に規定する特定地域である場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「特定雇用開発促進地域離職者」とあるのは、「特定雇用開発促進地域離職者(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四六年法律第六十八号)第二条第一項に規定する中高年齢労働者等を含む。以下この条において同じ。)」とする。

(広域職業紹介活動の命令)

第二十一条 労働大臣は、特定雇用開発促進地域のうち、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域については、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事及び公共職業安定所長に対し、当該計画に基づいて

て広範囲の地域にわたる職業紹介活動をすることを命ずることができる。

## 第五章 緊急雇用安定地域に係る失業の予防、再就職の促進等のための措置（失業の予防等のための助成及び援助）

### 第二十二条 政府は、緊急雇用安定地域内に所在する事業所で事業規模の縮小等を余儀なくされているものに雇用されている労働者又は緊急雇用安定地城離職者に關し、失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対し、雇用保険法第六十一条の二の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

（延長給付に関する特別の配慮）

### 第二十三条 政府は、緊急雇用安定地域離職者の職業及び生活の安定に資するため、雇用保険法第三十三条及び船員保険法第三十三条规定する受給資格者又は船員保険法第三十三条第一項の規定に該当する者であるものについて、特別の配慮をするものとする。

（準用）

#### 第二十四条 第十条及び第十二条の規定は、緊急雇用安定地域離職者について準用する。

#### 第六章 雜則

（中央職業安定審議会への諮問等）

### 第二十五条 労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならぬ。

### 2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応するほか、必要に応じ、雇用開発促進地域特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に居住する労働者等に係る地域雇用開発のための措置及び失業の予防、再就職の促進等のための措置に關し、関係行政庁に建議することができる。

(船員となるうとする者に関する特例)  
第二十六条 その地域内に居住する求職者のうち、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六条第一項に規定する船員(以下「船員」という。)となるうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に対する第二条第六項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣及び労働大臣」とする。  
2 船員となるうとする者に関しては、第二条第一項第九号及び第十号中「労働省令」とあるのは、「運輸省令」とし、第六条第一項並びに第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十二条(第二十四条において準用する場合を含む。)中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(海運監理部を含む。)」とする。  
3 船員に関しては、第十五条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」とする。  
(指定期間の満了等に伴う経過措置)  
第二十七条 前二章に定める措置に関しては、労働省令(第十条及び第十二条(第二十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に定める措置で船員となるうとする者に係るものについては運輸省令、第十八条及び第二十三条(船員保険法第三十三条ノ一ノ十二ノ一の規定に係る部分に限る。)に定める措置にあつては厚生省令)で、第二条第二項の規定により付された期間(同条第三項の規定によりその期間が延長されたときは、当該延長された期間)若しくは同条第四項の規定による期間の満了又は同条第五項の規定による指定の失効に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。  
(権限の委任)  
第二十八条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

2

この法律に定める運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長(海運監理部長を含む。)に委任することができる。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から

(地域的な雇用構造の改善を図るための雇用改善事業の実施の対象とされている地域に係る暫定措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前に雇用保険法第六十二条第一項第二号の規定に基づき市町村その他関係者の協力を得て雇用機会を増大させる必要がある地域として労働大臣が指定する地域に該当していた地域で、施行日に雇用開発促進地域に該当しないこととなつたもののうち、当該地域における雇用の動向その他の事情を考慮して当該地域内に居住する求職者等に関する第三章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域については、昭和六十七年三月三十一日までの間、雇用開発促進地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、当該地域について第二条第一項第二号の規定による指定をした後においては、この限りでない。

第三条 施行日の前日に附則第九条の規定による職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第十九条の二の規定により発せられたいた地域で、施行日に特定雇用開発促進地域に該当したものとのうち、施行日以降引き

続ぎ求職者数に比し著しく雇用機会が不足している地域については、当分の間、特定雇用開発促進地域とみなして、第二十一条の規定を適用する。

第四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## (政令への委任)

第五条 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者」を「特定不況業種関係労働者」に改める。

目次中「雇用の安定に関する計画等」を「雇用の安定に関する計画及び再就職援助等計画」と、「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第六条 削除

第一条中「事業分野及び特定不況地域」を「事業分野」に改め、「及び特定不況地域内に所在する事業所」を削る。

## (第二十七条)

第九条の見出しを削り、同条第一項中「若しくは特定不況地域内に所在する事業所」を削り、「特定不況業種離職者又は特定不況地域離職者」を「又は特定不況業種離職者」に改める。

第十条 削除

第十一条 削除

第十二条第一項及び第十二条中「及び特定不況地域離職者」を削る。

## (第十九条)

第十九条の前見出し中「及び特定不況地域離職者」を削り、同条及び第二十条中「又は特定不況地域離職者」を削り、同条及び第二十一条中「又は特定不況地域離職者」を削り、「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

第十二条第一項中「次条において同じ。」及び「次条において「公共事業の事業主体等」という。」を削り、同条に次の一項を加える。

第二十二条第一項中「職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第十九条の二」を「地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第百四十一号)第二条第一項第九号に規定する特定雇用開発促進地域離職者規

定に関する特別措置法」に改める。

## (第二十三条)

第二十三条第一項中「職業安定法第十九条の二」を「地域雇用開発等促進法第二十二条」に加える。

## (附則第八条)

附則第八条第一項中「職業安定法第十九条の二」を「地域雇用開発等促進法第二十二条」に加える。

## (第二十四条)

第二十四条第二項中「及び特定不況地域内に所在する事業所」を削る。

## (第二十五条)

第二十五条第一項中「職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第十九条の二」を「地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第百四十一号)」に改める。

## (第二十六条)

第二十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第二十七条)

第二十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第二十八条)

第二十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第二十九条)

第二十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十条)

第三十条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十一条)

第三十一条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十二条)

第三十二条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十三条)

第三十三条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十四条)

第三十四条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十五条)

第三十五条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十六条)

第三十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十七条)

第三十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十八条)

第三十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第三十九条)

第三十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十条)

第四十条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十一条)

第四十一条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十二条)

第四十二条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十三条)

第四十三条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十四条)

第四十四条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十五条)

第四十五条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十六条)

第四十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十七条)

第四十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十八条)

第四十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第四十九条)

第四十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十条)

第五十条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十一条)

第五十一条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十二条)

第五十二条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十三条)

第五十三条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十四条)

第五十四条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十五条)

第五十五条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十六条)

第五十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十七条)

第五十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十八条)

第五十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第五十九条)

第五十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十条)

第六十条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十一条)

第六十一条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十二条)

第六十二条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十三条)

第六十三条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十四条)

第六十四条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十五条)

第六十五条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十六条)

第六十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十七条)

第六十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十八条)

第六十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第六十九条)

第六十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十条)

第七十条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十一条)

第七十一条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十二条)

第七十二条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十三条)

第七十三条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十四条)

第七十四条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十五条)

第七十五条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十六条)

第七十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十七条)

第七十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十八条)

第七十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第七十九条)

第七十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十条)

第八十条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十一条)

第八十一条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十二条)

第八十二条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十三条)

第八十三条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十四条)

第八十四条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十五条)

第八十五条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十六条)

第八十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十七条)

第八十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十八条)

第八十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第八十九条)

第八十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十条)

第九十条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十一条)

第九十一条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十二条)

第九十二条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十三条)

第九十三条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十四条)

第九十四条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十五条)

第九十五条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十六条)

第九十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十七条)

第九十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十八条)

第九十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第九十九条)

第九十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百条)

第一百条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百一条)

第一百一条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百二十二条)

第一百二十二条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百二十三条)

第一百二十三条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百二十四条)

第一百二十四条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百二十五条)

第一百二十五条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百二十六条)

第一百二十六条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百二十七条)

第一百二十七条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百二十八条)

第一百二十八条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百二十九条)

第一百二十九条第一項中「職業安定法第百四十一号」を「昭和二十二年法律第百四十一号」に加える。

## (第一百三十条)

昭和六十二年三月二十七日 参議院会議録第八号

地域雇用開発等促進法案

「第一条第一項第五号」を「第二条第一項第三号」に改め、「又、ハ同項第六号ニ規定スル特定不況業種・関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第三号」に改め、「又、ハ同項第六号ニ規定スル特定不況地域離職者」を削り、「同号ニ中「イ乃至ハ」を「イ乃至ニ」に改め、同号ニ中「ホ」と「ハを二」として、口をハとし、イの次に次のよう加える。

口 地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項第九号ニ  
規定スル特定雇用開発促進地域離職者  
(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法、雇用保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第五条の規定による改正前の特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(以下この条において「旧特定不況業種・特定不況地域法」といふ。(特定不況地域に係る部分に限る。))は、施行日の前日に旧特定不況業種・特定不況地域法第二条第一項第二号に規定する特定不況地域に該当していた地域であつて、施行日に特定雇用開発促進地域に該当しないこととなつたものについては、昭和六十三年六月三十日(政令で定める日)までの間、なおその効力を有する。

この法律の施行の際現に附則第六条の規定による改正前の雇用保険法(以下この条において「旧船員保険法」という。)第三十三条ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給(以下この条において「旧個別延長給付」という。)を受けることができる者であつて、旧特定不況業種・特定不況地域法第二条第一項第六号に規定する特定不況地域離職者であるものは、附則第六条の規定による改正後の雇用保険法(以下この条において「新雇

用保険法」という。) 第二十二条の二の規定による基本手当の支給又は前条の規定による改正後後の船員保険法(以下この条において「新船員保険法」という。)第三十三条ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給(以下この項において「新個別延長給付」という。)を受けることができる者とみなす。この場合において、新個別延長給付を受けることができる日数は、新雇用保険法第二十二条の二第二項又は新船員保険法第三十三条ノ十二ノ三第二項の規定にかかるらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

一 旧雇用保険法第二十二条の二第二項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数又は旧船員保険法第三十三条ノ十二ノ三第二項各号に掲げる失業保険金の支給を受けるべき者の区分に応じ当該各号に定めた日数

二 施行日前において旧個別延長給付を受けた日数に、施行日以後において第六項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧個別延長給付を受けた日数を加えた日数

三 前項に定める者のはか、施行日以後に第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定不況業種・特定不況地域法第二条第一項第六号に規定する特定不況地域離職者に該当することとなる者は、特定雇用開発促進地域離職者とみなして、新雇用保険法第二十二条の二及び新船員保険法第三十三条ノ十二ノ三の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に旧特定不況業種・特定不況地域法第十九条又は第二十条において読み替えて適用する旧雇用保険法第二十三条第三項又は旧船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第二項に規定する個別延長給付(以下この条において「旧特例個別延長給付」という。)を受けることができる者は、第十七条又は第十八条において

読み替えて適用する新雇用保険法第二十三条第二項又は新船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項に規定する個別延長給付(以下この項において「新特例個別延長給付」という。)を受けることができる者とみなす。この場合において、新特例個別延長給付を受けることができる日数は、第七十七条又は第十八条の規定にかかるわらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

一 旧特定不況業種・特定不況地域法第十九条において読み替えて適用する旧雇用保険法第二十三条第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数又は旧特定不況業種・特定不況地域法第二十条において読み替えて適用する旧船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数

二 施行日前において旧特例個別延長給付を受けた日数に、施行日以後において第六項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧特例個別延長給付を受けた日数を加えた日数

二 施行日前において旧広域延長給付を受けた日数に、施行日以後において次項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧広域延長給付を受けた日数を加えた日数

6 施行日前の期間に係る旧個別延長給付、旧特例個別延長給付及び旧広域延長給付については、なお従前の例による。

7 第一項の規定によりなおその効力を有するごとにされた旧特定不況業種・特定不況地域法(以下この項において「旧法」という。)第三章及び第四章に定める措置に関するものは、労働省令(旧法第十一條及び第十二条に定める措置で船員となるうとする者に係るものにあつては運輸省令、旧法第二十条に定める措置にあつては厚生省令)で、第一項に規定する期間の満了に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(職業安定法の一部改正)

第九条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十九条第三項及び第四項を削る。

第十九条の二を次のように改める。

(広域職業紹介)

第十九条の二 公共職業安定所は、その管轄区域内において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができないとき、又は求人者の希望する求職者若しくは求人数を充足することができないときは、広範囲の地域にわたる職業紹介活動をするものとする。

第一項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動に関し必要な事項は、命令で定める。

二 める日数

二 施行日前において旧広域延長給付を受けた日数に、施行日以後において次項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧広域延長給付を受けた日数を加えた日数

7 施行日前の期間に係る旧個別延長給付、旧特別個別延長給付及び旧広域延長給付については、なお従前の例による。

第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定不況業種・特定不況地域法(以下この項において「旧法」という)第三章及び第四章に定める措置に関しては、労働省令(旧法第十一條及び第十二条に定める措置で船員となるらうとする者に係るものにあつては運輸省令、旧法第二十条に定める措置にあつては厚生省令)で、第一項に規定する期間の満了に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(職業安定法の一部改正)

第九条 職業安定法の一部を次のように改正す

(社会保険労務士法の一部改正)  
第十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十一中「特定不況業種・

特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改め、同表第二十号の十三の次に次の一号を加える。

二十の十四 地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第一号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一  
部改正)

第十二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を削り、附則第七条の二を附則第八条とする。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十二条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第三項中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第一百三十一号)」に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号を同条第四十二号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 地域雇用開発指針の策定に関するこ  
と。

第四条第五十一号中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、「及び日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十年法律第九十一号)」を「日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十年法律第九十一号)及び地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第一号)」に改める。

第五条第五十一号の次に次の一号を加える。

十二年法律第一号)に改める。

第五条第五十一号の二 地域雇用開発等促進法に基づいて、地域雇用開発指針を策定すること。

第十条第一項中「特定不況業種・特定不況地  
域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置  
法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に  
関する特別措置法」に、「及び日本国有鉄道退職  
希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再  
就職の促進に関する特別措置法」を「日本国有  
鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団  
職員の再就職の促進に関する特別措置法及び地  
域雇用開発等促進法」に改める。

第三に、経済的事情の著しい変化により事業規  
模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に  
する状況が急速に悪化している地域を緊急雇用安  
定地域として指定し、この地域については、失業  
の予防等のための助成及び援助等の施策を実施す  
ること。

第四に、労働大臣は地域雇用開発指針を策定す  
るものとし、都道府県は雇用開発促進地域ごとに  
地域雇用開発計画を策定することができるること等  
であります。

委員会におきましては、内需拡大等経済政策の  
問題、今後の雇用失業情勢とこれに対応する対  
策、いわゆる三十万人雇用開発プログラムの問  
題、地域指定の機動的弾力的運用、非指定地域に  
おける企業の問題、造船業における雇用対策、障  
害者の雇用対策等の諸問題について質疑が行われ  
ました。また、その詳細は会議録によつて御承知願  
います。

本法律案は、最近における地域別の雇用失業情  
勢にかんがみ、地域雇用開発のための措置、失業  
の予防、再就職促進等のための特別の措置を講じ  
ます。

その主な内容は、まず第一に、求職者が多数居  
ます。

住し、かつ求職者の数に比し雇用機会が相当程度  
に不足している地域を雇用開発促進地域として指  
定し、この地域については、事業所を設置し、ま  
たは整備して求職者を雇い入れる事業主に対し助  
成及び援助等の施策を実施すること。

第二に、雇用開発促進地域のうち経済上の理由  
により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに  
伴い雇用に関する状況が著しく悪化している地域  
を特定雇用開発促進地域として指定し、この地域  
については、雇用開発促進地域に係る施策のほ  
か、事業所を設置し、または整備して離職者を雇  
い入れる事業主に対し特別の措置等を講ずること。

成及び援助等の施策を実施すること。

午後五時十分散会

本日はこれにて散会いたします。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしま  
す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

○議長(藤田正明君) 本日はこれにて散会いた  
します。

議員	議長	副議長	議員	議長	副議長
片上 公人君	藤田 正明君	瀬谷 英行君	橋本 孝一郎君	木本 平八郎君	太田 淳夫君
平野 清君			青木 茂君	勝木 健司君	矢原 賢二君
馬場 富君			馬場 重二君	刈田 貞子君	鶴岡 洋君
猪熊 重二君			井上 計君	及川 順郎君	木本 平八郎君
橋本 孝一郎君			小西 博行君	藤野 賢二君	太田 淳夫君
青木 茂君			塩出 啓典君	木本 平八郎君	矢原 賢二君
馬場 重二君			中野 明君	廣光君	鶴岡 洋君
猪熊 重二君			井上 計君	林 健太郎君	木本 平八郎君
橋本 孝一郎君			博行君	中野 延治君	太田 淳夫君
木本 平八郎君			藤野 賢二君	飯田 忠雄君	矢原 賢二君
木本 平八郎君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	木本 平八郎君
太田 淳夫君			廣光君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
矢原 賢二君			林 健太郎君	中野 延治君	矢原 賢二君
洋君			木本 平八郎君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
木本 平八郎君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	木本 平八郎君
太田 淳夫君			矢原 賢二君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	矢原 賢二君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	中野 延治君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	飯田 忠雄君	太田 淳夫君
太田 淳夫君			太田 淳夫君	柳澤 三治君</td	

昭和六十二年三月二十七日

參議院會議錄第八号

## 議長の報告事項

本村	和喜君
喜屋	武真榮君
吉村	真事君
曾根田	郁夫君
福田	幸弘君
水谷	力君
矢野	俊比古君
後比古	吉村
江島	淳君
岡野	裕君
遠藤	
堀江	
真鍋	
田沢	
成相	
後藤	正夫君
沢田	一精君
長谷川	賣二君
鳴嶋	智治君
加藤	
石本	
長田	
榎木	善十君
藤井	均君
工藤	
万砂	
美君	
野沢	又三君
永田	裕二君
高橋	
石井	
守住	
青木	孝男君
倉田	茂君
石井	
宮澤	
向山	
村上	
田代	
由紀男君	
谷川	寛三君
前田	正邦君

山本	伊江	坂野	土屋	西村	柳川	星	山崎	童男君	富雄君
橋本	朝雄君	重信君	義彦君	鈴木	文兵衛君	長治君	大塙	清次郎君	朝雄君
梶原	尚治君	田	下稻葉耕吉君	久世	公義君	正和君	久世	公義君	朝雄君
敬義君	英夫君	山本	陳平君	久保田	真田君	板垣	仁一君	正君	朝雄君
敦君	大河原太一郎君	福間	大島	岡部	三郎君	知之君	良恒	良一君	朝雄君
功君	十朗君	林	安藤	大島	友治君	道君	要君	愛子君	朝雄君
内藤	斎藤	遠藤	志村	中西	一井	要君	要君	哲夫君	朝雄君
山口	一郎君	淳治君	福間	福間	福間	要君	要君	敦君	朝雄君
田渕	熏二君	功君	仁一君	仁一君	仁一君	仁一君	仁一君	功君	朝雄君

岩崎	山内	一郎君
山東	初村滝一郎君	
斎藤栄三郎君	鳩山威一郎君	
河本嘉久藏君	松岡満壽男君	
世耕政隆君	秋山肇君	
佐藤昭夫君	鈴木貞敏君	
吉川一夫君	斎藤文夫君	
及川春子君	宇都宮徳馬君	
糸久八重子君	小野清子君	
下田京子君	木宮和彥君	
佐藤昭夫君	鈴木哲男君	
古賀雷四郎君	松浦功君	
吉川一夫君	仲川幸男君	
安永英雄君	高木正明君	
千葉景子君	川原新次郎君	
坂元親男君	松尾官平君	
本岡昭次君	岩本政光君	
平井卓志君	大木浩君	
佐藤吉川	岡田楓原清君	
及川	林田悠紀夫君	
佐藤	坂元	

議長の報告事項  
去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
大蔵委員 詞任 辞任 補欠  
斎藤栄三郎君 斎掛 哲男君 斎藤栄三郎君  
建設委員 詞任 補欠  
斎藤栄三郎君 斎掛 哲男君 斎藤栄三郎君  
同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。  
昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。  
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)  
昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)  
昭和六十一年度特別会計予算總則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その1)  
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
資金運用部資金法の一部を改正する法律案  
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
資金運用部資金法の一部を改正する法律  
去る二日議員から次の質問主意書が提出された。  
日本がさらされている軍事脅威に関する質問主意書(木本平八郎君提出)  
去る三日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
産業・資源エネルギーに関する調査会委員  
辞任 橋本孝一郎君 井上 計君  
補欠

争への日本人のかかわりに関する質問について  
は、検討する必要があり、これに日時を要するた  
め、四月十一日までに答弁する旨の国会法第七十  
五条第二項後段の規定による通知書を受領した。  
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動  
があつたのでその政府委員としての資格を失つた  
旨の通知書を受領した。

去る五日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第四  
九号）

去る六日内閣から予備審査のため次の議案が送付  
された。

特定船舶製造業經營安定臨時措置法案（閣法第三五三号）  
運輸委員会に付託  
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）  
簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

選挙法第五条の二の規定に基づき国会の議決による指名を求める旨の要求書を受領した。去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び  
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び  
に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協  
定第二十四条についての特別の措置に関する日  
本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につ  
き

電波法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)  
通信委員会に付託  
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞  
任を許可し、その補欠を指名した。  
大蔵委員

建設委員 上田耕一郎君 近藤忠孝君  
辞任 捕欠

新村浩一郎（退職）昭三・一  
業安定局  
高齢者対策部長

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。  
よつて議長は即日これを委員会に付託した。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第三号)

農林水產委員	近藤 忠孝君	諫山 博君	辯任 吉岡 吉典君
辭任			補欠 上田耕一郎君
補欠			東山

た。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。  
建設業法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

同日内閣総理大臣から議長宛、労働省職業安定局高齢者対策部長甘粕啓介君(同日議長承認)を第百八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。  
去る四日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び  
脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との  
間の条約の締結について承認を求めるの件  
(閣案第一号)

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結に  
ついて承認を求めるの件(閣案第四号)

外務委員会に付託

建設委員会 詞任 上田耕一郎君 近藤 忠孝君 括弧 吉典君 読出 博君  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

元老院議長の内閣總理大臣より、十二日付の書簡により、同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

産業・資源エネルギーに関する調査会委員  
辞任 小野 明君 橋本孝一郎君 山口 哲夫君  
井上 計君

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五一號) 商工委員会に付託  
放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第五〇號) 運信委員会に付託

る犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣第第五号)  
人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣第第六号)  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
税制改革に関する質問主意書(木本平八郎君提)

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案（閣法第五九号）  
去る十三日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
外交・総合安全保障に関する調査会委員  
　　補欠  
　　辞任

閣税定率法及び閣税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四八号) 大蔵委員会に付託  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二二号)  
労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされている軍事脅威に關する質問について、検討する必要があり、これに日時を要するため、三月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

日本がさらされている軍事脅威に関する質問主意書(木本平八郎君提出)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から、中央選舉管理会委員沖崎利夫は本  
月六日辞任したので、後任者の任命について公職

**大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第六一號)**

去る十四日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査会委員

辞任

上野 雄文君

補欠

赤桐 操君

操君

去る十六日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（閣法第六三号）

精神衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

官職名 氏名 官職名 年月日

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日

大蔵委員会

辞任

秋山 篤君

野末 陳平君

補欠

秋山 篤君

野末 陳平君

大蔵委員会

辞任

秋山 篤君

野末 陳平君

大蔵委員会

辯付された旨の報告事項に対する答弁書を受領した。

同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出税制改革に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、四月四日までに答

改正の受諾について承認を求めるの件（閣法第一七号）

去る二十三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

93

産業構造転換円滑化臨時措置法案（閣法第四二号）  
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を  
改正する法律案（閣法第一〇号）  
港湾法の一部を改正する等の法律案（閣法第二  
二号）  
商工委員会に付託  
運輸委員会に付託  
外四日議員から次の質問主意書が提出された。  
酪農・畜産農家の経営の擁護及び畜産物の国民  
への安定供給に関する質問主意書（下田京子君  
提出）  
違法・不公正な同和行政の是正に関する質問主  
意書（諫山博君提出）  
同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
名古屋大学の「平和憲章」に関する質問主意書  
(井上計君提出)  
云る二十四日議長において、次のとおり常任委員  
の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
文教委員  
辞任 辞任 補欠  
佐藤 昭夫君 講山 博君  
農林水産委員  
諫山 博君  
佐藤 昭夫君  
補欠  
佐藤 昭夫君  
第七七号 地方利用計画法の一部を改正する法律案（閣法  
第三号）  
地方行政委員会に付託  
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法  
の一部を改正する法律案（建設委員長提出）（衆  
員長提出）（衆第五号）  
地行政委員会に付託  
向日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ  
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託し  
た。よつて議長は即日これを建設委員会に付託し  
た。  
地方税法の一部を改正する法律案（地方行政委  
員長提出）（衆第五号）

商工委員	対馬 孝且君 千葉 景子君	秋山 長造君
予算委員	松岡満壽男君 小山 一平君	永田 良雄君 野田 哲君
決算委員	喜屋武真榮君	松岡満壽男君 下村 泰君
辞任	永田 良雄君	永田 良雄君 野田 哲君
同日内閣から次の議案が提出された。	宮崎 秀樹君 平井 卓志君	松岡満壽男君 下村 泰君
総合保養地域整備法案(閣法第八〇号)	同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
地方税法の一部を改正する法律案(衆第五号)	地方行政委員会に付託	地方行政委員会に付託
特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第三号)	建設委員会に付託	建設委員会に付託
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四号)	内閣内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	内閣内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第七八号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(閣法第三四号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第三号）　法務委員会に付託  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

関税定期法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）　外務委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）　文教委員会に付託  
地域雇用開発等促進法案（閣法第九号）  
松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）  
森林法の一部を改正する等の法律案（閣法第一九号）　大蔵委員会に付託

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（閣法第四四号）  
岩鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）  
輸出保険法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）　農林水産委員会に付託

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一〇号）  
特定船舶製造業経営安定臨時措置法案（閣法第二五三号）  
港湾法の一部を改正する等の法律案（閣法第二二号）　商工委員会に付託

放送法第三十七条规定の件（閣承認第一号）　通信委員会に付託  
住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第一一一号）　通信委員会に付託





期間を要することから急激に変化することはなく、また、外部から測定したり、将来の推移を見積もることが可能であるのに對し、侵略しようとする「意図」は状況いかんによつて変化しやすいものであり、かつ、外部から察知しにくいものであるため、通常、防衛力整備を考える場合には、侵略意図よりも軍事能力に着目すべきであると考えている。

## 四について

二についてにおいて述べたよな意味での我が国に対する差し迫つた脅威が現在あるとは考えていないが、意図は国際情勢等の要因により短期間のうちに変化し得るものであり、将来の意図について予測することは困難である。

## 五について

「中期防衛力整備計画」（昭和六十年九月十八日閣議決定）は、一についてにおいて述べた「大綱」に定める防衛力の水準の達成を図ることを目標として策定したものであり、脅威との関連では、三についてにおいて述べたとおり、軍事能力に着目すべきであるとの考え方によつて述べたものである。

## 六について

(1) 政府は、国会による文民統制の機能が十分發揮できるよう、従来から、国会における審議に際しては、国家の安全と利益に支障が生じない限り、防衛力整備の考え方、国際軍事情勢等を誠意をもつて説明し、必要な各種資料等もできる限り提出しているところであり、今後とも、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考えている。

(2) また、秘密会に關しては、具体的な事案ごとに国会の判断を待つて対応すべきものと考えている。

## 八について

政府は、国会による文民統制の機能が十分発揮できるよう、従来から、国会における審議に際しては、防衛力整備計画の内容、その考え方等を累次の機会に説明しているところである。

## 九について

(1) 昭和六十二年度予算における防衛関係費については、厳しい財政事情を勘案して引き続き経費の抑制を図りつつ、円高、油価格の低下等も踏まえ、全体規模の圧縮に努める一方、「大綱」に定める防衛力の水準の達成を図ることを目標とする「中期防衛力整備計画」の第二年度目としてその着実な実施を図ることとし、ぎりぎりの努力を行つた結果、名目GNPの動向もあつて、対GNP比が一ペーセントをやや上回ることとなつたものであるが、これは、我が国の防衛のため所要の経費を計上したものであり、減額することはできない。

(2) 政府としては、今後とも、憲法及び基本的防衛政策の下に、国際情勢、経済財政事情等を勘案し、國の他の諸施策との調和を図りつつ、自主的な判断に基づき、節度ある防衛力の整備を行つていく必要があると考えている。

## 〔参考〕

三月十三日議長において、左のとおり議席を指定した。

同日議長において、左のとおり議席を変更した。

一七八 小川 仁一君  
一六二 田 英夫君  
一六三 宇都宮徳馬君  
一六四 山本 正和君  
一七〇 久保田真苗君

第七号中正誤

ペシ 段 行 誤 正  
法定制